

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 大阪長町の木賃宿 (四)

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2023-12-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/2000444">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/2000444</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



# 大阪長町の木賃宿 (四)

小田 忠

## I 質屋

### I 質屋の概況

帯屋庄太郎は、慶応二年寅正月に北組質仲間拾七番組に新加入をした。届出の住所は長町八丁目、営業は慶応二年寅正月に始まる。

〔質仲間記録四〕

長町八丁目 帯屋庄太郎<sup>①</sup> 慶応二年寅正月新加入  
代判枡屋伊兵衛

一長町八丁目帯屋庄太郎代判枡屋伊兵衛儀兼而存知慥成仁ニ御座候處此度質商売仕度候ニ付御仲間江新加入御差加へ可被下候様御掛り惣御年寄中江願書差出し申度奉致候依之先一応各方迄申上候而何卒可然様御聞届ケ被成下御執成御願申上候則本人連印ヲ以申上候勿論私組合江御差加へ被下度候 已上  
慶応二年

寅正月 加入入

帯屋庄太郎<sup>②</sup>  
代判枡屋伊兵衛印

拾七番組出番  
山田屋源兵衛印

〔質仲間記録一〕

口 上

北組

組頭中

乍憚口上

長町八丁目

帶屋庄太郎<sup>③</sup>

代判伊兵衛

一此度私儀質商売仕度候ニ付何卒仲間江新加入仰付被下度此段以  
書附奉願上候已上

慶応二寅年

帶屋庄太郎

正月

代判枅屋伊兵衛印

右庄太郎代判伊兵衛承り合候處慥成仁ニ御座候ニ付私請負可仕候  
間組合江御差加江可成下候様奉願上候以上

拾七番組出番

山田屋源兵衛印

右之趣相違無御座候ニ付奥印仕候已上

北質組頭

越後屋久兵衛印

質屋御掛

物御年寄中

お定め書類を提出することにより、質仲間の加入は可能だが、同

じ木賃宿仲間の枅屋伊兵衛の後押しもあって加入が決定したことはいうまでもない。

この地にあつて質屋を開業する条件は最適であつた。明治時代において、日本橋筋は南へと続く。日本橋筋一丁目以南は、質屋・古手屋・古物業などの店があつた。<sup>④</sup>日本橋五丁目以南の家屋裏に棲む住民は、特にグレ宿と呼ばれていて江戸時代から乞食などが住んでいた。乞食（植松靖夫・中坪千夏子訳『ヴィクトリア朝の下層社会』、鈴木利章・尾崎秀夫訳『中世の裏社会』、阿部謹也『中世を旅する人びと』これらの著作には、乞食が偽装・偽傷や嘘をつくなどしたたかな描写がある。大阪でも傷痍軍人姿を繁華街で見かけたことがあつた。いかにも托鉢らしい身なりで店前に立つて何やら唸り、施しを受ける。昭和四十年代半ば頃、大阪（ミナミ）の路上で塀に絹本を吊るし、その上に鶴を描く老人がいた。周囲には人が集まり、外から内側を窺うことができない程であつた。顔彩を溶かしながら、絵具皿などではなく、アルミの曲がつた弁当箱の蓋の上に溶かされた乳白色を小筆でつけながら絹本の上に鶴を描くさまは、見物人からみれば絵師に見えたが、二、三分描くとアルミの弁当箱の蓋を持って見物人の手前をまわる。見物人は小銭を蓋の上に置くと、老人は二、三枚を蓋の上に置いたままにしているが、十円以上の硬貨はポケットに入れ、再び二、三分描いては、見物人の内側をゆっくり廻る）といつても仕事をもち、紙屑拾い、古紙回収等を生業としている。その他袖乞、ほどこしなどで生計を立てている。

質屋は生活困窮者を含めて、このような人に対して生活資金を貸すのだが、衣類・生活用品を質に取り、金を貸すことになる。つまり、下層者・細民に対して金を貸す事になる。質以外に金を借りる方法は、〈日なし貸〉〈烏金〉〈百一文〉<sup>5)</sup>などがあるが、いずれにしても貧民にとつては大きな負担であった。質屋が貧民などに対して果たした役割は大きかったが、入質は高利になり、彼らを苦しめることになったのは皮肉な出来事であった。

露店商人・行商人が、入質することにより僅かな資金を得る<sup>6)</sup>。この資金を元手に、その日に販売する商品を仕入れる。下駄の歯入屋、ラオ仕替屋、手伝職や人力ひきは俵を賃借し、稼いだ金により、質を受け出し、生活費に充填することになる。質屋以外に細民の生活用具(二束三文のガラクタ)を担保に金を貸す所はない。いくら真面目に働いても、担保物がなければ金を借りる事ができない。

もともと質屋は、酒屋・米屋・油屋のように小銭が廻り、銭屋を開業するのと違って、それなりの資本を持って開業する場合は、闇雲に商売をするのではなく、土地柄を弁えていなければならない。

質屋営業において重要な事項は、質物利率で、「金質」「銭質」の二種類があり、貨幣の種類で分けられているが、決して金額の多少ではない。「銭質」は一般的に低額質で、「金質」より少し利率が高い。

銭質利率の表示は、百文につき何文と月利表示になる。「金質」利率は、たとえば十五両一分といえは月一分六厘六毛七(年二割ほど)で、質物により利率に差があることは周知の事実である。

質種は、衣類と諸道具との二種類に区別され、夜着・蚊帳・蒲団類は金利が高い。衣類はさらに細分化され、反物・パッチ・腹掛などである。

近世の質屋利率体系に日割計算は存在せず、入質月・受戻月において、日の端数は関係なく一ヵ月と計算される。そのため、月末の入質客にとって不利なため、これを緩和するのに月初の受戻に対して、当月分の利息を容赦する措置<sup>7)</sup>がとられた。容赦日数は翌月の二三日ぐらゐまでで、この慣行については流質規定とも密接な関係がある。大阪に関していえる事は三日迄の利息は容赦した。後に流期(三ヵ月)経過後四ヵ月目の二日までは、利息を容赦するようになった。この件については『大阪市史』第四上 達一六〇九 十月二十四日の次の記述が参考になる。

(前略) 此度質仲間一同申合、向後者定法之限月之翌月二日迄ハ、質物流候義猶豫致し、右日数二日之内ニ質物請戻候ものハ、其月之利足用捨いたし、(後略)<sup>8)</sup>

右は文政八年の期間を定めた「達」だが、質屋に關係する話は、井原西鶴も描いた「貧家のほとりの小質屋」に象徴されるように小質屋は貧民などを相手に商売をなし、その厳しさは言を待つ必要もない。金を必要としているのは金のない人達で、借金をするのに家財・生活用品を質種に、冬に金が必要となれば、夏に使用する衣類や蚊帳を入

質するだろうし、余裕のない貧民などは身につけている衣類や数少ない家財の鍋・釜を入質して、一時凌ぎの金策に利用してきた。

演劇・テレビ・小説などで質屋のイメージは固定されていて、悪徳貧欲質屋か、善意の義理人情に厚い質屋と相場は決まっていた。

悪徳質屋の場合は、相手の事を理解することがなく、法定通りに振舞うから潰れる心配はない。しかし、善意の義理人情に厚い質屋は、相手の事情を察してしまうので店が潰れる要因になる。

貧民相手に、善意・義理・人情などは全く通用しない。小質屋を取巻いている彼らの思う壺なのである。

西鶴自身も質屋通いの経験があったらしく、延宝七年（一六七九）に発表した「五百韻」に「今朝見れば霜月切の質の札」とうたった意味は、延宝三年（一六七五）の年に妻を亡くし、三人の子を育てていた頃の句で、質屋通いで金の工面をしている様子が窺える。

同じく、西鶴が『世間胸算用』に書いた、「長刀はむかしの鞘」に出てくる質置物は、古い傘一本、綿繰り一つ、茶釜一つで銀一匁を借り、かかの不断帯、男の木綿頭巾一つ、蓋なしの小重箱一組、七ツ半の箆一丁、五合枡・壺合枡を二つ、湊焼の石皿を五枚、鈎午前に仏の道具を添えて全部で二十三種を銀壹匁六分で貸付けている。

幸若舞の大道芸者が住んでいるが、正月は大黒舞に商売替えをするので、烏帽子、ひたたれ・大口を質に置き、銀式匁七分を貸付ける。

『世間胸算用』は、十二月の忙しさと何かにつけて金がある時期の町と人を描きだしている。綿繰り機はこの時期は不用、箆も不用とみ

なしているが、他の生活用品は、正月明けに出質する予定であろう。正月を迎えたとまた、元の舞々に戻るであろう。

井原西鶴は、別に『日本永代蔵』「世はぬき取りの観音の眼」で、京都伏見に、銀二百目を元銀にして開業した小さな質屋（小質屋一間口二間以下の店を指す）の物語りを描いている。質屋に出入りする様子は、細民の姿を浮き彫りにしている。

古い傘一本が銀六分、羽釜一つが銭百文、汚れた腰巻一つに銀三分、八十ばかりの婆々は、両手のない仏一鉢・肴鉢一つで銭四十八文、十二三の娘と小坊主が梯子を持参して、銭三十文を貸付けた。古い傘・羽釜・腰巻・仏・肴鉢・梯子などの質種を見ると生活用品が中心になっている。これらの質は短期間に出されている。

明治四十五年刊行『細民調査統計表』の「最長最短ノ質期間ニ於ケル質屋」の史料と元禄時代とは、随分年代の差があり、経済格差もあるが、貧民などはこれらの影響を受けにくい泥土状態にあると考えている。史料を左に掲げる。

貸付期間	件数	数値
一日	二十五	二十七・五パーセント
二日	四	四・四パーセント
三日	七	七・七パーセント
五日	一	一・〇パーセント
七日	四十五	四十九・五パーセント
一五日	二	二・二パーセント

一ヶ月 七 七・七パーセント  
 合計 九十一 百パーセント

三日迄の貸付期間では三十九・六パーセント、一週間迄の貸付期間は実に九十・二パーセントに達している（府県により利子支払い猶予期間は異なる『日本の質屋』）。細民が質屋に用があるのは金があるからで、細民が質屋に持参できる物は帯・釜・傘・鍋・下駄などの生活用品だから、必要にせまられて入質しても、三日から七日迄に出質しなければ、利息が付いてくる事や生活に支障をきたす。時代が変わっても構造が変わらなければ、同じ情況だと考えられる。

だからこそ西鶴は、「五日帰りにおふくろの異見」<sup>(14)</sup>で、社会の順応、節目を迎える人の態について、「貧者になって、當座のがれに質を置、請返すといふ時節なければ、當銀に賣捨て渡世をすべし」といい切っている。

質屋にとって、法的には厳しい体系が出来あがっていたが、現実には柔らかい対応をなし、法令通りの事はしなかった。

請人と質置主と一緒に通帳に捺印しない限り、質を取ってはいけな<sup>(15)</sup>い。

女性が鎧を持参して入質したいといっても、また、相手が気に入らない小癩な浪人者の場合にも、幕府令をふりかざして追いつ返す事もあった。

『西鶴織留』に所収されている「具足甲も質種」<sup>(16)</sup>では、

貧家によらず、人の内證さしつまりたる時は質種成。昔日立花の家より、鳶尾の前置を金子百兩の質に入られける。又連歌の花の本より、露といふ一字を黄金式十枚<sup>(17)</sup>に置れける。まことに都の人心、請人なしに其一人の手形にて切りも定めず借ける。菟角質にあるうちは、花さしに鳶尾をつかはせず、連歌師に露といふ事をいたさせねば、此約束を迷惑して請られけるとなり、又貧ぼう公家あつて、質物にことをか、れ、柿本人麿より此かたは我なりと自慢せられし髪を、銀壺貫目に置れけるに、是は半年ずつのけいやく、切が延ると、剃刀持て請取に來ば、これも才覚して、元利算用仕立請られけるとなり。又種木町の遊女てづまりし時、誓紙を質に置こそおかしけれ。

ここでは、文化人の商売道具や落ちぶれた公家が自慢の髭を質入した時は、御定法が飛んでしまっている。請人もいなければ、流質期限も定めていない。

質屋の店頭には、掟が書かれて掲示されていた。その一カ条に、「諸家并寺社方の印は御断申候事」<sup>(18)</sup>とある。質物にとらない品で、金銀細工・徳川家の葵紋の付いた品物は禁止されていたが、実際には金銀製の煙草入、煙管などを入質する場合は、通帳に金・銀と記入しないで、金製なら〈金鍍〉と認め、銀製なら〈四分一〉と記した。

## 2 長屋住民との係わり

帯屋の質屋に係する帳簿は、慶応二年正月に始まり、明治四年十二月に終わる。<sup>19)</sup>

帳簿の記帳は慶応二年正月から慶応三年九月まで、記帳形式は〈質入〉〈出質〉〈さし引〉の三カ所のみで、月毎、あるいは十日毎に締めているが、当初は客が質種を置き、質屋が金を貸す〈質入〉。

客が期限内に借りた金と利息を持参して、質屋に返す〈出質〉。この期間内には利息の区分はない。貸した金と返金された金の差額を〈さし引〉として質入・出質の双方いずれかの多い方を記入している。

慶応四年五月から明治四年十二月までの記帳方式は、「元」「利」「惣」と月毎、十日毎に締め切られている。客から質種を預かり、金を貸した合計額が「元」で、この利息分が「利」として表示されている。勿論、「惣」は「元」「利」の合計額である。

記帳方式から、前半は資産の管理要素が強く、貸した金額と回収金額を注意している。その裏で、流質に対する警戒を強めている。流質が増加すれば、質種の処分問題と資金の回収ができないから資金不足を招き、貸す力の減少、すなわち資産の減少が生じる。後半では、貸した資金に対して利益がどれだけ生じたか、損益の概念を確立していったと見てよい。

幕末から銀の価格が大きく下落し、明治維新を迎えた大阪の経済は、旧政府から新政府への移行中、混乱していた。この影響は、質業者にも打撃を与え、流質品の価格は低落を続け、流質品が激増すること

により質種が枯渇し、これにより、質業者の倒産数が増加した<sup>21)</sup>（嘉永四年（一八五二）組合再興の時は千七百五十二店であったのが、明治二年（一八六九）には千二百五十八店に減じたのである）。

質屋のほとんどは利子収入であるが、大正十四年の調査では親質店は三十三〜三十六パーセント、直質店は二十三〜四十二パーセントになつてはいるが、慶応四年頃ほどのような状況であったか。

残念ながら、慶応四年以降、明治五年四月十七日（大阪府布令集<sup>22)</sup>）まで、質屋に類する史料を発見することができない。

しかし、先に引用した『質屋利子の研究』誌上では、慶応二年、同三年の原典引用史料を明白にしては<sup>23)</sup>ない<sup>24)</sup>。しかも、慶応二年の金壹両は錢七貫文だと記し、慶応三年では錢八貫二百文という。『新稿兩替年代記關鍵 考證篇』<sup>25)</sup>の京都金相場・錢相場、大阪の金錢相場の高値底値、平均で計算しても、文献引用の錢相場と合致しない。やむなく、妥当な数字を出してみた。慶応二年十一月は、近似の数値が掲載していないため、平均で処理をした。慶応三年六月には、大阪の金相場五月二十七日、錢相場六月七日の項目があり、この数字を引用してみた（表1）<sup>26)</sup>。

慶応二年では、金壹両に一ヵ月一・三パーセント、金壹分に一ヵ月二・四パーセント、金二朱に二・四パーセント、錢百文に四パーセント、（金壹両は銀百二十四匁八分で、これを銀十五匁三分三厘で割ると、壹両の錢八千四百一十一文となる）<sup>27)</sup>。

慶応三年では、金壹両に一ヵ月一・四パーセント、金一分に一・七



表1 新稿両替年代記關鍵考證篇<sup>金相場</sup><sub>錢相場</sub>

	1両につき錢何文	利子	パーセント	利子の文
慶応2年(1866)11月				
金壹両ニ付 1ヶ月	8141文	1匁6分	1.3	104.4文
金壹分ニ付 同	2035文	利48文	2.4	48文
金貳朱ニ付 同	1017文	利24文	2.4	24文
錢100文ニ付 同	100文	利4文	4	4文
慶応3年(1867)6月				
金壹両ニ付	8770文	1匁6分	1.4	123文
金壹分ニ付	2192文	5分	1.7	38文
金貳朱ニ付	1096文	3分	2.1	23文
錢100文ニ付	100文	5文	5	5文

パーセント、金二朱に二・二パーセント、錢百文に五パーセントとなつてゐる(金壹両は銀百十四匁一厘で、これを銀十三匁で割ると壹両に対し、錢八千七百七十文となる<sup>(28)</sup>)。

慶応三年は、実情に近い数字になつて、貸金高が低くなれば、金利が上昇している。このことは慶応二年でも同様であるが、異なつてゐるのは、慶応二年より慶応三年の方が高い金利である筈なのに(錢百文について四文と五文との差<sup>(29)</sup>)、金一分、金二朱の金利が慶応二年時

の方が高くなつてゐる。

法定の金利は右に示した通りだが、現実には質相手の場所、質物の入替など、状況・条件により金利が違つてくる。質物の抜出に際して、質屋は相手の弱みを握り、有利に展開しようとする。その時に期間などを多く(実際の証面は二ヵ月だとしても実質的には四ヵ月、五ヵ月の期間を設定している)し、その利子を(おどろ)といい、二、三倍になる<sup>(30)</sup>。

また、『江戸町方の制度』では左記のように書かれている。

されば利子の如きお定の制より二倍を収めたり<sup>(31)</sup>。

別に『日本経済史研究』においても

證文面は公定利率に依りましても貸借の際彼我當事者間の約束でどうにでも出来る、禮金筆墨料の名前で公定利率以外のものをとらうと思へばそれも出来る、高利の取締は結局出来ないものと存じます<sup>(32)</sup>。

抜質の跳利については、『質屋利子の研究』に詳しく紹介されている。

数点の物品を併せて一口とせる質物の中より、質入主が或る物品を抜出し受戻する場合に、その全体の質物一口を受戻する形



式となつて、その一口の貸付元金に対する利子を支払ひ、残品の質物は改めてその月より入質することになつてその残品の元金に対するその月分利子が自然重複して支払はれるやうになるのが、一般質屋業に於ける慣習である。これが所謂跳利であるが、(後略)<sup>(33)</sup>

慶応四年(一八六八)五月以降の「元」、つまり貸出金に対する利息を次のようにした。

慶応四年五月以降は、二十パーセントを超えてはいない。明治三年(一八七〇)五月の貸出高銭千四百五十六貫五百文から多少増加することはあつても、概ね減少していく。貸出金高も減少していく、利率は逆に二十パーセント以上、三十パーセントと上昇する場合もあるが、貸出金高が少なく、全く話にならない。利率率が低いことと絡めて、流質の問題はここでは論じることができないが、利率の低さから自然に逼迫していったと考える。

当時の質入に対して、金利は相対である。明治四年(一八七二)十一月には三十五口も質流れが出ており、この貸出総額は錢四百四十八貫四百五十文と金十五兩に対し、(金壹兩錢八貫で計算した)<sup>(34)</sup>。危険負担の意味もあり、金利は高く、利息は錢四百三十貫百十五文、実に七十五・五パーセントの高率になつてゐる。

帯屋の質屋史料によると、新蔵・佐兵衛などは金策に困り、高い金利を承知で、通常の質種以上の金を設定したことになる。

新蔵は(金だらゐ)を入質した。この貸金高は錢二貫四百文に対して利息は錢壹貫五百文で実に六十二・五パーセントになつてゐる。佐兵衛は(法被とバツチ)を入質し、貸金高錢十二貫文、利息は錢六貫文に対して五十パーセント、同じく女性の(厚物・長襦袢)の利息錢十七貫三百九十文に貸金高は錢二十四貫二百五十文、実に七十一・七パーセントの高率になつてゐる。

左記に質流れ以前の新蔵の貸金高と利息を示す。

九月 利足六貫五百六十文

貸金高七貫文

利足三貫百文

貸金高三貫二百文

明治三年閏十月 利足二百三十三文

貸金高二貫五百文

利足五百文

貸金高四貫文

右のようになるが、九月には利息錢六貫五百六十文に対し、貸金高錢七貫文は九十三・七パーセントが貸金高に対する利息占有率である。

同じく利息錢三貫百文に対し、貸金高錢三貫二百文では九十六・九パーセントが利息占有率である。

明治三年閏十月では、利息が錢二百三十三文に対し、貸金高が錢二

貫五百文では、九・三パーセントの利息占有率、錢五百文の利息に対し、錢四貫文の貸金高では、十二・五パーセントが利息占有率となつていく。この一連の推移によつて、新蔵が金策を工面する姿も浮き上がつてくるのと同時に貸付利率が徐々に厳しくなつていく過程も浮き彫りにしている。

資金提供者の質屋にとつても、質種の三十〜五十パーセントの範囲内で貸付ればよいが、これだけ高く設定すると、質流品の処分をした場合、損になるのは明白である。<sup>(35)</sup>

質流品の処分をする場所があり、通常は、そこで処分をすれば利益につながるという。それは、多くの質屋が質流品を処分して利益計上をしていることでも判明する。

これは法令の二〜三倍あるいは質屋の性格から、顔馴染みの客に（相対）で受質に対して利息・金利・貸金高を設定した事にほかならない。帯屋の場合は、質屋としての歴史もなく、慶応二年に始まり明治四年で質商売の終焉を迎えることになった。

時代は進み、明治の中旬以降になると、同じ長町界隈でも、質屋の門を潜ると次のような張り紙があつた。<sup>(36)</sup>

利子規定

一 貸金 二拾五錢以下	一ヶ月	壹 錢
一同 壹圓以下	一ヶ月	四 厘
	十錢につき	

一同 壹圓以上	一ヶ月	三 錢
一同 五圓以上	一ヶ月	二錢五厘
	一圓につき	

右之通改正候也

明治三十拾年 質商組合

第三月

その傍らに

午後五時よりふとん御無用

御道具蚊帳取引御無用

右の張り付けられた札によると、午後五時以降、蒲団の入質を断つている。理由は、貸蒲団屋から借りた蒲団の一端を切り破つたり、その印の上から大きな裂を縫い付けて、巧みに質屋の眼を欺こうとする質民がいるからである。その為、午後五時以降の入質を一切受け付けないようにすれば、貸し蒲団屋は損害を蒙ることがなく、それ故晩（五時以降）に貸し出す。そして、朝九時に回収をする（置据えは別）。

これらの質屋は新宅だけに、永岡籐兵衛、森川甚三郎、生駒豊吉、吉村□藏、武村丑松などがてつくわ質と称し、下駄・靴・毛布・法被類を主として取る。それは朝に入質して、晩に受け出すのもあれば、今日入質して、明日出すものもある。大抵は手控帳に記入して、台帳には値のはる物しか記入しない。

質屋営業はあらゆる品物を預かる。衣服・職業道具・鍋・釜・手桶・下駄・禪なども、僅かな銭宛の入質材料になるが、利息は金貸家よりも高く、期間も短い。また、長町貧民を相手の特例として、〈代質〉が許されている。

ある貧民が衣服を預け僅かな金を借り、どうしようもない理由で衣服が必要な際に、利息さえ支払えば、同時に限り、下駄・草履・その他の品物（勿論、衣服の何十分の一の価格でもよい事になっている）と入れ替える事ができる。

この事に対して証文は取らないが、もし貧民が約束を破れば、今後いかなる難事に当面しても、入質ができなくなる。その為に貧民は約束を守る事になる。

## II 損料について

### 1 蒲団・蚊帳などの損料

損料・損料屋は、貸物業と同義語として扱われる。文芸資料中の〈損料〉〈損料屋〉の語句は、〈貸物〉〈貸物業〉の言葉と置き換えても同様である。『岩波古語辞典補訂版』では、〈貸編笠〉<sup>(38)</sup>〈貸色〉<sup>(39)</sup>〈河岸蔵〉<sup>(40)</sup>〈貸御座〉<sup>(41)</sup>〈貸小袖〉<sup>(42)</sup>〈貸座敷〉<sup>(43)</sup>〈貸乗物〉<sup>(44)</sup>とある。『角川古語辞典』は〈貸し物屋〉<sup>(45)</sup>を、『明解古語辞典新版』は〈河岸見世〉<sup>(46)</sup>をあげている。貸座敷も同じ意味を持つが、若干ニュアンスが異なる。

損料の意味は説明を要しないが、近世の日本において、貸す（借りる）事よりも自己保有にした方が子・孫の代へと受け継ぐ事ができる。財産も同じ意味だし、フランス女性の服を子供が仕立て直して着る事も、イギリスの家財道具を子供達が修繕しながら使用していることも、日本人女性の和服においても、子供達が仕立て直すのと同じ意味である。これは自己保有をしていれば不用なお金を使わなくてもよいという意味で、反意語として損料は考えられる。自分が所有していないから対象物を借り、その借り賃を支払うから〈損〉をしたと考える。故に損料なのである。損料屋Ⅱ貸物業は木賃宿を常泊する人達とも関係が深く、良い意味での貧民救済の一策とした。<sup>(47)</sup>

先に紹介した三種の辞典<sup>(48)</sup>では、通り一篇の解釈で歴史的な認識など微塵もない。字義のままだと元禄時代にもある。

泪は雨のふる夜は下駄からかさまでも損料出して<sup>(49)</sup>（・印は筆者）  
右の引用は、西鶴の『好色一代男』木綿布子もかりの世の一節だが、雨の降る夜に下駄とからかさを、損料を出してまで借りた話の一部分である。

『好色一代女』「夜発の付声」<sup>(50)</sup>の一部分を左記にあげる。

此中に大振袖のきるもの、帯一筋、二布物袴つ、櫛足袋一そく、是皆かし物に拵へ置いて、それ／＼のそんれう、布子ひとつを一夜を三分、帯一つを壱分五り、きやふ壱分、足袋壱分、雨夜になれば傘一本拾二文、ぬりぼくり一そく五文に極め、（・印は筆者）

右の引用史料中の一夜の金額は、布子ひとつ銀三分、帯一つを銀一

分五厘、きやふは銀一分、足袋は銀一分、傘は一本錢十二文、塗下駄一そくが錢五文とある。寛政十二年の大蒲団が一夜錢八文、大蚊帳が錢十文となっている。西鶴がこの小説を書いた頃の『好色一代男』は貞享末年以後元禄九年まで、『好色一代女』は貞享三年六月の刊行だから、随分時間的には隔たるが、金銭的には高いように思われる。

損料貸の出入りには二つの場合がある。一つは、損料の品物を返却しないことによる「夜具滞出入」という公事で、夜具返還請求事件、二つ目は、損料を支払わないものである。品物を返還しない場合の事件も多く、貸物の需要が多かったことは、自己所有物には縁のない人達がいる証明でもある。損料貸の発生には、不時の来客の宿泊、病人による借夜具など、突発的な出来事の際、日常的に貸物により生活をする人達がいたことに起因する。

寛延三年十月二十七日の觸二一一には、町中において衣類・夜着・蒲団を賃貸する者の出入りがあり、借りうけたものを質物に差入れさせて、出入りに及ぶことになる。これらの不埒な事に対し、今後は証文または請人を取り、身元を見届けて取引をすれば申し分はない。但し、身の貧しい者へ不相应の衣類夜具などを貸さないように心がける含みを残し、以後、右の類の件で出訴に及んでも、それは貸方に問題があることを呈示した。

明和三年十一月二十一日の觸二五八八には、衣類・夜着について、「蒲団賃借り致し候もの、質物ニ差入候儀出訴致ス間敷事」と達している。この觸が出された背景は、「近頃ニ至り忘却之者在之趣粗相聞候間」

という状況がある。

安永七年閏七月二十三日の觸三〇〇八では、事態が明白になってきた。

蒲団蚊屋其外着類をかし付候者、身貧之者着用手當之為二候所、或ハ蒲団かり受候趣之證文致させ、錢かし付、損料之姿ニ過分之利錢を貸、又ハ実々有物ニて貸渡候而も、右品をかし候上、直ニ右貸主分差図を以質ニ入、錢調達為致、其上ニて貸主分質ニ取候者へ懸ヶ合、内々ニ而質代錢相立、右品受返し、又々外之借り人有之節、同様之手段ニて右品を貸付いたし、八重之徳用を取、渡世いたし候もの、町中其外新地端々ニ多有之趣ニ相聞候、身貧之もの困窮を見込、右躰強欲之取引いたし置、返滞滞候節一ト通り之貸物之姿ニて願出候段、(下略)

「八重之徳用」とは、うまい具合に表現したものである。蒲団などを貸付けたように装い、形式的には損料のような証文を作成するが、実際は錢を貸付ける。そして過分の元利錢を食る。

また、実際に蒲団などを貸し、更に右の貸主より借主に指図をなし、入質させて錢を調達させた。その上で貸主が質取主と懸け合い、内密に質代金を支払い、入質物を受け返す。

そして、その品物を別な借手に貸し、入質をさせる。この方法で運用すれば、一つの品物で五人に対しても貸す事が可能となり、損料が五人分はいることになる。しかし借手はどのようになるのか。この点については、鈴木亀二・春原源太郎共に詮索不十分である。

左記図1の通り、損料屋は蒲団を借手に貸し、更に蒲団を入質して  
 銭を受取る。損料屋は金を支払い、蒲団を請出し、その結果、損料屋  
 は図1で示した通りに質屋と共に謀して利益をあげ、泣くのは借手であ  
 る。借手は、質屋へ入質した蒲団を請出す金と利息を支払い続け、損  
 料屋へは蒲団貸しの日銭を支払い続ける運命になる。質物の元利を支  
 払わなければ蒲団借受の証文を取戻す事もできず、自然に支払いは滞  
 る。

貧しい人達の為の貸付けが、貧しい人達を食い物にしていた事に気  
 付いた幕府は、天明七年八月二十五日の触三三八八で対応した。「蒲  
 団蚊屋其外着類を身貸之者江貸付候もの、紛敷貸付方致、八重之徳用  
 を取、滞候節巧成仕方を以願出候者有之者、各可申付事、」役人も現  
 実に眼を向け、ほっておけずに、右のような蒲団・蚊帳貸付人の好手  
 段を取締る厳しい内容だった。

明治三十年頃の長町付近（西高津あたりも含む）で、貸蒲団屋を経

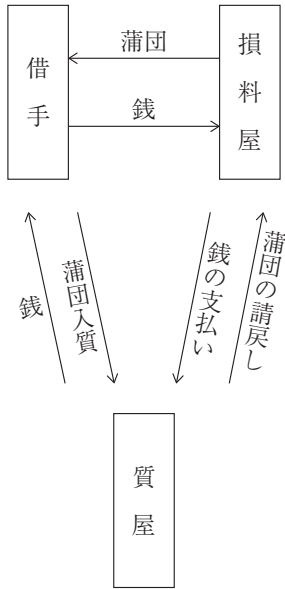


図1 損料屋・質屋・借手の関係図

営している南佐吉（日本橋筋一丁目）は八十畳程保有しており、その  
 他に三、四軒の同業者がある。貸質は一枚一錢五厘で、貸方に二種類  
 あり、一つは置据え、他は毎日あげといって一夜貸しであり、晩に貸  
 し、翌日の九時に引上げに廻る。たとえ病人がいても、斟酌すること  
 なく蒲団を引き剥がす。この行為は非人情的に見えるが、ここまでし  
 なくては貧民が付け上がり、貸し蒲団の紛失を防げず、また、貸質を  
 得ることもできない。

少しでも甘い顔をする、蒲団の一隅に染め付けてある印を破り、  
 似た古裂を縫い付けて質入をして、売り飛ばしてしまう者もあり、貸  
 質を全く渡さない。それだけでなくとも五日から十日ぐらい貸質を支払わ  
 ずに、そのお金を賭博と酒に入れあげてしまう。

置据えもよく紛失する。その為に、一日に一回か、二日に一回は、  
 貸し付けてある蒲団が存在しているかどうか調べなくてはならない。  
 それでも、一年に十畳ぐらいいは紛失する<sup>(56)</sup>という。また、別な史料を参  
 考に付す。

又大布團は一夜二錢五厘、敷布團は同一錢五厘、右何れも一日限りの  
 約束なりと云ふ<sup>(57)</sup>。

蒲団が紛失することへの対抗処置が、右の史料の意味である。

## 2 貸色の損料

貸色所・乗物屋の具体的研究は皆無であるが、（後略）

木下光生は、「近世大坂における墓所聖と葬送・諸死体処理」<sup>(58)</sup>のな



かで、右記の言葉を念頭に浮かべながら、新しい領域を開拓しようとしていた。

大阪の町内式目中に、忌避商売があるのを発見した。その中に、葬関係の商売が含まれていることを知った。<sup>(59)</sup>〈葬道具師〉〈葬貸物屋〉、特に葬道具師は、文字通り葬儀に関係する諸道具を製作した可能性は高い。どの範囲まで製作したのか、ここでは不明である。また、葬貸物屋についても、別名〈貸色〉あるいは〈色〉とも呼ばれ、葬式に要する諸道具は、葬儀関係に出てくる古文書により少しは伺い知る事ができる。

天保十三年五月十五日暮六つに、『北越雪譜』の筆者鈴木牧之がこの世を去った。葬儀に関係する史料の一部を掲げる。<sup>(60)</sup>

(前略) また、長恩寺に対する日牌供養料は、田地百束疋、また導師以下への礼物は金六百疋導師、金老両木綿五反切式反、色・壺・貫文。(後略)

(鈴木牧之顕彰会編『牧之』(・印は筆者))

引用文献の「色壺貫文」は貸色屋の事で、世話になった意味でお礼をしている。鈴木牧之の葬儀においても、貸色屋による葬儀であることがよくわかる。

また、芳賀が引用している『守口市史』の「六、文政八酉年正月日葬式一件約定之事」<sup>(61)</sup>から引く

一、講内膳椀・料・貸・賃・定・椀・平・拾・人・前・二・付、四分宛  
但シ分談致し候分ハ壺ツニ付三分づ、八寸膳拾人前二付壺分

宛

但シ分談致し候分ハ壺枚二付四分宛

右講内之儀は引上退夜迄貸賃定之通外講江貸候時ハ貸賃一日ハ定之通請取可申候。若翌日遣イ候ハ、二日之損料請取可申事。

右之通文政八酉正月村方一統約定之事ニ御座候。(印は筆者)  
損料の言葉から損料貸物・葬貸物などを浮かべるが、ここでは守口市内に存在した一つの村の講が、椀・膳などを葬儀の際に貸貸している。そして、他講へ貸す場合も貸賃を定めている。一日の貸賃で、翌日に器物を返却した場合には、二日分の損料を受取ることにしている。当時、既に葬賃物業などが普及していることを印象づける史料である。

葬式用具は、当時誰でも所有している訳ではないから、村から借りるのが一般的である。『日本民俗文化財事典』、『日本の民俗大阪』、『図録農民生活史事典』<sup>(62)</sup>は、このあたりの事情を指摘している。

これらの史料から、代々村々では死者がでたら、村の組織の一つである葬式関係の人々が道具を揃えていたことが伺える。損料貸物は、町で自然発生した商売ではなく、元々各村で葬式の準備・機能を保有していたが、村の共同概念のなかに〈町〉に移り変わっていく過程で、村落共同体の機能が徐々に低下していく、相反して、町の損料屋の力が大きくなり、台頭していった。損料貸物の世話にならなければならぬ道具に、駕籠がある。現在でも葬儀社の名前に、駕泉・駕長・駕政のように、〈駕〉(駕籠)の文字が付されているのは、往時の名残で、

『商人買物独案内』<sup>(65)</sup>には次の記事がある。

乗物所 南本町どぶ池角  
 茨木屋新兵衛  
 乗物處 南本町難波橋東へ入  
 井二加駕 乗物屋又兵衛

葬儀関係の史料に散見する「乗物屋又兵衛」は、遺体を運ぶ為の駕籠を貸していた。同様に茨木屋新兵衛も、葬儀関係の仕事を営んでいた可能性はすこぶる高い。『商人買物独案内』に掲載しなくても、類似の商売は沢山存在したと類推する。古くは天明五年『買物手引草』<sup>(66)</sup>の記載事項を参照すると、

のり物や 南本町筋・上丁所々  
 駕籠は南本町筋・上町に点在していた。弘化三年『大阪商工銘家集』<sup>(67)</sup>には  
 谷町三丁目のり物屋又兵衛  
 御乗物并駕籠細工所  
 南本町二丁目  
 同出店 のり物屋又兵衛

『大阪商工銘家集』に記載されている谷町三丁目・南本町二丁目の住所は、『買物手引草』が紹介するところである。

明治十六年八月三十一日付大阪府知事認可書には、名称として〈葬具損料貸物業〉<sup>(68)</sup>と〈損料貸物業〉<sup>(69)</sup>があり、明治二十二年六月十四日の創立となっている。

左記史料は、明治二十年九月十七日付けが明記されていて、俗名は山田マサといい、彼女の「葬式一件諸入費簿」<sup>(70)</sup>である。

一金七拾五銭 火葬料  
 一同壹円五拾銭 乗物代付属共  
 一同三拾八銭 棺桶代  
 一同六銭 位牌  
 一同六銭 御骨箱  
 一同式十五銭 カザリ物  
 一同式拾銭 座敷代  
 ×金三円拾五銭

簡単な内容で、「火葬料」は遺体を火葬にするための費用、「乗物代付属共」とあるのは火葬場まで棺桶および関係者を運んだ費用、「棺桶代」「位牌」は棺桶の製作代金（購入代金）と位牌の購入代金になる。御骨箱は骨壺になる。カザリ物は祭壇に飾る花や道具類などである。この史料は、若江郡御厨村（現在東大阪市）の明治二十二年の葬式の明細書であるが、「葬損料貸物業」の世話になった事がわかる。「新天満町助松屋葬式入用帳表」<sup>(71)</sup>の史料を引用する。

宝曆七年（一七五七）  
 備後町大和屋壱兵衛へ払一貫三百文 帽子・上下・いろ大・いろ小  
 河内屋善左衛門払八十文  
 乗物（四十五匁）とろうろ四つ（二十匁）森物三具（十五匁）



大和屋彦兵衛には着類関係を支払い。河内屋善左衛門は葬関係の業者と類推する。乗物は棺桶や人を運ぶ駕籠、とうろう・森物は葬式に必要な道具などである。

寛政二年(一七九〇)

近江や半兵衛払六十五匁三分 銭九貫五百文

墓入用一式九貫五百文

盛物・のり物・打敷・影とうろう奉書張四・箱丁ちん二

桶・湯かん共九匁 帷子小道具八匁三分 のり物かきいろ帷子四、

四匁八分 丁ちん持上帷子六匁九匁 上下袷九つ三四匁二分

右の史料から葬式に必要な諸道具、お墓にゆく葬送費用および葬儀

参列に必要な着物(上下袷)などを貸している。

北久宝寺町三丁目吉野屋葬式入用帳表から引用する。

安政五年(一八五八)

豊源殿へ渡金二両一部一朱 三貫九百五十文

乗物・白張箱堤灯・奉書影灯籠・大幡・天蓋・森物・三ツ具足・打敷・

幕・蠟燭・野畳・草木俵灰寄共・礼場敷物絵むしろ・本火家堀穴

代・帳場・六角骨桶・寺人足・墓所炭代・火家役人別焼心付・箱・

位牌・帷子

豊源様へ遣ス金百疋

墓所万端引合被致候二付志として

さすがに船場に店を持っているだけに、葬送にしても前の史料引用

とは比較にならない内容である。

宝暦七年には、河内屋善左衛門へ葬儀、大和屋へは衣類関係と分かれていたが、その後の史料では、衣類・葬送・乗物・小道具・帳場などに至るまで総て揃え、葬式をする家に不自由をかけさせない配慮である。その為か、葬儀関係者への志が目を引く。

#### ① 貨物株願

明和元年六月四日

一 道頓堀九郎右衛門町

橘通六丁目

綿屋茂兵衛

龜屋林藏

代太郎兵衛

此度貨物株千軒御免被成下候ハ、株壹枚ハ金壹両宛取集メ、猶又年々冥加差上、残り自分徳用ニ仕度段願上候、(後略)

貨物商売にこれだけ何回も出願するのは、良い儲け話でもあり「八重の徳用」の含みを業者は残していた。一方、幕府は貨物屋の奸計を知っていて、千軒の貨物商が、貨物株を一軒金一両、合わせて金千両の冥加を示し貨物株を申請したが、不許可にした。

#### 二 櫻町

山本屋利兵衛

同家 惣兵衛

此度難波新地・坂町・長町・西高津新地・北平野町・堀江・右

六ヶ所ニ而貨物株ニ五軒御免被成下候様願上候、(後略)<sup>(74)</sup>

右の場合も同じ時期に願され、小規模な地域内の、二十五軒で貨物株を運営冥加を出す、幕府側は不許可にした。

明和七年十一月九日

三 桶町三丁目

平野屋茂兵衛

茂兵衛義三郷并在領共諸式貨物株三百願出候付、相糺候處、神事佛事或者日雇方ニ相用候大八車・ペカ車・胴築・家藏・引取道具・衣類・着類・夜着・蒲団・蚊屋・其外一切貨物致候者株貸付、一ヶ月ツ、借賃受取、御益可差上旨申之候間、則株方貸賃左ニ相記遣候、夜着・蒲団・蚊屋・衣類・着類借り候者壹ヶ月銀貳拾目宛

屏風・襖・家具・疊類 壹ヶ月銀七匁宛

毛綿類 壹ヶ月銀拾匁宛

籠道具類 壹ヶ月銀五匁宛<sup>(75)</sup>

従前は、蒲団・蚊屋・衣類などの生活用具に限定されていたが、平野屋茂兵衛は三百株を出願し、商売を広げている。「神事・仏事」とあるから、結婚、葬式・法事に至る品物を貸し、屏風・襖・家具・籠道具類も貸し、幅広い商売筋であったが、幕府はやはり不許可にした。

明和八年四月十六日

四 江戸浅草山宿町平六店

太兵衛

右太兵衛儀願出候者、大坂三郷并町續之近在ニて着類夜具損料貸致候者共、仲間と差定候儀も無之、不取メニ付、損料銭相滞、又ハ借受候品不差戻ものも有之、容易ニ貸渡不申、要用ニ差支ニ成候間、損料株貳百軒蒙御免、一ヶ月株料拾匁宛ニて、望之者へ貸渡相願候(後略)<sup>(76)</sup>

江戸の太兵衛は、大阪三郷並びに在領の人達に二百株を出願し、貨物屋の仲間もなく、取締りもない、現実には損料が滞ったり、品物を返還しなかったり、極めて損料屋の立場が弱い事を理由に、一ヶ月に銀十匁をもって貨物株を業者に貸すという。この計算だと、月に銀二貫目、年間だと(平年)銀二十四貫目になる。しかし、これも不許可になった。

五 明和四年閏九月朔日に長堀拾丁目永楽屋六兵衛より「足代諸材木損料貸付請負」の願いが出された。三郷共普請の節は、足代諸材木は無料で貸与していた。しかし、材木を売るときに損料を盛り掛けられると、自然に材木が高値になる。諸材木貸付請負人六兵衛に「被仰付」られれば、材木屋共と申し合わせて一割は下げるといふ。尤も、材木の寸尺に応じて銀高を設定する。右の願いに対し、南米屋町の町人は、次のような意見を出して反対した。

従来は、懇意な材木屋より無料で借り受けてきた。また、諸材木入用時に買受ける場合は、諸方材木屋の値段を聞き合わせ、下値のときに求めてきた。その為、今頃損料を差し出すのは、迷惑千万であると反対した。<sup>(77)</sup>

関係筋の町々の反応は、これまで馴染の材木屋で普請の節は、丸太などを借り、材木を購入する場合は、値段が安い時期に買い付け、足代損料は少しも出さない。願い通りになつては、少しの修繕並びに屋根瓦の繕いの節、足代丸太を借りて損料を出すのは納得しがたい、と右の理由を述べて反対している。

安永九年十月十日には、今橋壹丁目新築地引受にて、「竹木損料貸并勸進能・角力・開帳場小屋掛ケ、祭禮之節用候丸太、其外諸普請之「足場丸太圍板等、都而跡二而取拂候竹木之類貸物と相定、右貸物株貳十株御免被成下度」という右の願書を当六月に願い上げた者が、再度清書をして同日の四ツ時に提出する旨を伝えている。

① 貸材木竹貸渡す時に御築地一ヶ所では遠方の者にとつて不便になる。

この件については損料株貳十株を三郷内二十ヶ所に分ける。

② これまでは借手が手人を以つて取渡してきた、それなのに貸方より仲仕茶船で運べば賃銀が高値になるように思う。

この儀については借主人にて取扱い運送してもらつて結構であるという。

③ 普請主が持寄つた古木などを右の類に相使用すれば「貸木株」御免の時に差支えが生じるのではないか。

この質問には普請主所有の古木を随意に使用してもらつてよい。

④ 古木を所持せず、無拠貸木を入用する場合は、前々より材木屋を信用してきて、借木に損料を出さずに来た、この度、「損料貸竹木株」を被仰付られると差支えが生じるではないか。

家財木屋の竹木無料貸付けは、実際のところ損料を売価に盛り掛けている。これまで家財木屋共の損料は、長短平均丸太一本について一日五銭余りと聞く、私共では右の丸太を一文半に引下げ、外の諸品を貸付ける時は右に準じ、随分下値に貸付け「是以正直之損料二相成申候」と説得力ある言葉を持つてしめくくるが町人共の反応は厳しく、損料屋に対する悪いイメージが町人に固着していた。<sup>(28)</sup>

右返答町筋組合連印にて差支申立、是迄之通被成下候段、十日惣會所へ差出申候

これまで通りで十分であると惣會所へ申し上げている。

### Ⅲ 長町と西高津新地

#### 1 長町の由来

長町に木賃宿・旅籠宿が設けられ発展していく事になった要因は、地理的には紀州街道<sup>(29)</sup>に面していた立地もあり、中世以降旅は巡礼者や社寺参詣者、幕府の命による参勤交代、商用のために往来する人達と共に発展していき、寛政年間以降には各地で多くの「名所会図」<sup>(30)</sup>が刊行された事もあって、誰もが参詣に行けるようになったことにある。

また、旅をすることの需要が高まった時代に、旅人に睡眠と食事を提供するのが旅籠<sup>⑧</sup>であった。

近世に入ると西国巡礼が一段と発達していくが、地域的には関東地方からの巡礼者が多数を占めていた。それに関係して、『宗教の路・舟の路（葛城修験の路・西国三三所巡礼の路淀川の渡し場ほか）』の調査報告書から抜き書きすると左記のようになる。

また巡礼者の出身地について、四箇所<sup>⑨</sup>の札所で発見された慶安三年（一六五〇）から江戸末期（一八六七）までの約二百年間の納札（約一万人分）を集計・分類すると、巡礼者が最も多い国は下総・武蔵・山城・長門・肥前の五カ国であり、次に多いのが常陸・下野・遠江・尾張など十二カ国である。<sup>⑩</sup>

それでは遠国から大阪に立ち寄り、止宿した場所を年代別に一覧にすると次の様になる。

延宝八年	(一六八〇)	美濃	大坂
宝永三年	(一七〇六)	下総	道頓堀 柏屋市兵衛
享保六年	(一七二二)	甲斐	
宝暦十三年	(一七六三)	武蔵	長町一丁目 河内屋市兵衛
天明六年	(一七八六)	奥州	長町七丁目 河内屋四郎兵衛
寛政二年	(一七九〇)	奥州	

寛政十二年	(一八〇〇)	安房	長町	河内屋庄右衛門
享和三年	(一八〇三)	武蔵		
文化三年	(一八〇六)	武蔵		
文化七年	(一八一〇)	上総	大坂	
文化九年	(一八一二)	下総		
文化九年	(一八一二)	常陸	日本橋一丁目	河内屋又録
			大坂	河内屋又市
文政二年	(一八一九)	下野	長町	河内屋嘉兵衛
文政十三年	(一八三〇)	奥州	長町七丁目	河内屋四郎兵衛
天保十二年	(一八四一)	下総	長町	伝法屋喜兵衛
天保十二年	(一八四一)	奥州	長町八丁目	河内屋庄右衛門
天保十三年	(一八四二)	上野		
弘化四年	(一八四七)	下野	長堀南詰	平野屋佐吉
嘉永六年	(一八五三)	下総	平野屋佐吉	
安政三年	(一八五六)	下総	道頓堀	大和屋彌三郎

この史料に散見する〈長町〉と書かれた年度が七カ所ある。

有名な『東海道中膝栗毛』に出てくる弥次郎兵衛・喜多八が止宿した所が長町にある分銅のデザインでお馴染みの河内屋四郎兵衛の宿であった。

この長町が町として成立したのはいつ頃だったのか。『南区志』を元にして長町の町名変遷を辿ることにする(表4)。

大阪の長町を〈名護町〉〈名呉町〉と主張するのは、「大阪名護町賃民窟視察記」を書いた時事新報社の鈴木梅四郎、『攝陽奇観』の濱松歌國、『攝津名所圖會大成』巻之八をまとめた暁鐘成である。鐘成は日本橋の項で次のように紹介している。

寛政七年 公に訴へ長町一丁目より五丁目までを日本橋通と改め六丁目より九丁目までを長町といふ上古此地ハすべて海邊にして呉人呉織漢織等呉國より渡海せし時この濱に着岸せしゆえ名呉の濱名呉の海名呉の江などいへりしにより其遺名にて名呉町と號せしを後世長町といひ誤るなりとぞ (後略)<sup>(85)</sup> (印は筆者)

ご丁寧にも、鐘成は濱松歌國と同じ間違いをしている。寛政七年は誤りで、正しくは寛政四年である。『攝陽奇観』を孫引きしているから仕方がない。前田貞治の「長町變遷の跡を顧る」<sup>(84)</sup>や、釋智徳が「大阪春秋」に連載した「釜ヶ崎今昔考」<sup>(85)</sup>は充分な考証ののち、佐古慶三が主張した長町説を支持した。長町が細長い町であるから、長町という名前ができたのと、各町の通称として存在した。にもかかわらず、寛政四年に町名変更が行われた。本当の理由はわからないが、推測として、〈長町〉といわれると悪党や泥棒、並びに不潔長屋を代表するように、町の品位が最低である、と社会に受け止められている。この町名変更は、世間の噂では、直接関係がない長町一丁目から同五丁目までの人々が訴願して認められたとある。

當町の儀長町一丁目と唱候處、此度日本橋一丁目と相改度旨奉願候處、御聞届被成下候に付奥書相改奉差上候云々  
日本橋一丁目水帳<sup>(86)</sup>

いろんな事象を町名改称と結び付けるのはいいが、明確な理由がないと回答にはならない。

水帳に認められた通りに解釈すると、奉行所に対し何がしかの訴願をしたことは間違いなく、その事に対して奉行所が認めた形になっている。

## 2 長町の商売 (風景・歴史的な紹介)

長町は寛政四年以前の名称で長町一丁目より同九丁目まであり、寛政四年以後には日本橋一丁目から同五丁目、長町六丁目から同九丁目に分かれた。明治五年の町名区分改称で日本橋一丁目から同五丁目となる。

町名のみ改称は右記の通りだが、戦後から現在に至るまでは電気製品の街として全国的に有名である。戦前は少し違った顔があり、古本屋が集まった街でもあった。街はその時の状況により表情を変える。東京の桜田文吾が明治二十三年に山伏町をルポした「貧天地饑寒窟探検記」に職業調査が掲載されていて、それに従うと

己れ試みに山伏町にて或る差配の下を覗き見るに、二十余戸中竈

を有したるものただ二軒あるのみ、烹炊く代物なければ釜の要もなく、釜の要なければ竈の要もまた減ずべし。さてこれらの可憐なる貧民といえども各手職のあるものにて、乞食渡世は不具もの、癡疾、老衰、幼弱の男女に限るなり。職業の種類如何と問えば、按摩、納豆売りを始めとし鼻緒職、櫛職、煙草行商、紙屑買い、日雇い、三味線弾き、米搗き、屑拾い、硝子屑買い、左官、人力挽き、僧侶、井戸掘りおよび井戸綱職、傘直し、賃仕事、髷職、屋根屋、楊枝削り、七色節、ラオすげ換え、皮職、ササラ売り、煙草茎買い、古下駄買い、紙薦職、煉瓦職、塗り物師、瓦職、玩弄物師、菓子職、摺り物師、パン売り、人相見、煙草切り、ムキミ売り、マッチ職、空樽買い、植木職、竿竹売り、桶職、量刺し、綿打ち、灰買い、青物売り、女髪結い、竹細工師、竿商、鳶人足、魚商、附木職、鉛売り、木片売り、粉挽き、曲物師、洗濯師、富貴豆売り、虫売り、酸漿売り、大工、下駄の歯入れ等にて、新網、鯨ヶ橋の貧民窟を始めその他の土地に至るも職業の知れざるはこの字引にて尋ぬべし。ただ何地にても十の七、八は男は車夫、紙屑買い、紙屑拾いにて女には硝子屑買い最も多し。<sup>(87)</sup>

年代は下がって、明治三十年に芝新網町の探査をして「昨今の貧民窟」をまとめた著者不詳のルポルタージュによると

貧民の職業 新網町は南北の二区に分たれ、南何番地北何番地を

称え南北凡そ二町余の一廓なるが、下等社会の事なれば日夜喧嘩口論絶ゆる間とはなかるべしと想いのほか、互いに相睦み相親しむ様はなかなか大都市中の近所隣りの交際の冷やかなるが如きものにあらず。而して戸数三百の内、地主、差配、質屋、米屋、酒屋、豆腐屋、薪炭油屋、荒物屋、湯屋、焼き芋屋、煮しめ屋、駄菓子屋、古着屋、紙屑問屋、襦袢屋、人足請負業等の四、五十戸を除くのほかはことごとくいわゆる貧民にして、その職業を挙ぐれば、土方、人足、下駄の歯入れ、硝子屑買い、牛肉くず煮込み屋、大道売卜者、かつぼれ、浪花節、ちよぼくれ、浪花節ちよぼくれの三味線弾き、大道講釈、大道手品、軽業、独楽廻し、かどづけ、鳥追い、琴三味線にて往来を流し歩くもの、豆造、鰻団子串削り、草鞋づくり、紙屑拾い、古縄古草鞋拾い、焼け場釘拾い兼三日屋（これは朔日、十五日、二十八日をお三日と称し毎月施しを受けおる家に至りて恵まるるものなり）、大道人形遣い、盲乞食、盲人の手引き業（これは盲人にてかどづけなどをなす者らの手を引き道案内をなすものなり）。<sup>(88)</sup>

貧民あるいは乞食にとつて口を鬻ぐ仕事は芸能、力仕事、回収業、手内職などの仕事が多い。東京の二つの場所、つまり、山伏町・芝新網町を比較しても類似の仕事が多い。大阪は東京より早く、長町貧民の職業調査が明治二十一年九月に旧南区役所と南警察署の帳簿により作成したとある。これをまとめたのが（表2）になる。



就業者八千五百三十二名中十五才以上が約六割、十五才未満が四割、十五才未満の方が十五才以上より高い数値の職業はマッチと乞食である。

十五才未満の仕事で就業値が高いのは、「屑拾い」「マッチ」「乞食」「被雇」「傘」「普通商」「雑業」となっている。ここでは高い技術も力も不用で、簡単な作業・組み立て・貼りあわせぐらいなら教養がなくても子供にでも出来る。

大阪の天王寺村に大阪製燧株式会社、昌燧社、燧燧株式会社、山代燧寸製造所があり、難波村には松壽館、高津村に日進社、大廣社がある。少し離れた玉造町に昌盛燧株式会社、鶴橋村に西村燧寸製造所と、長町付近には多くの燧寸製造工場があった。中でも大阪製燧会社は、製造高・職工数が最も多かった。その内に細民の子女についての記述がある。

他の工場に比して細民の兒女多く、而して職工に年少者を見るは燧寸工場の特徴なるべし。製燧社の如きも職工の過半は十一、二歳より十四、五歳の兒童なり、中には八歳なるもあり。九歳なるもあり、甚しきは六七歳なるも見受けたり。而して軸並職工の如き其の七八分までは幼年者とす。<sup>(8)</sup>

右の事情でも、明治期の機械導入以前の仕事は手内職が中心で、最も商品からみて、それ程複雑な工程があるわけではない。だから女性

表2 長町貧民の職業調査

職業	普通商	質古物	傘	菓物	飲食	貨物	工業	輓夫	屑	マッチ	被雇	遊芸	屑拾	無業	雑業	学生	乞食	合計
男	80	21	79	6	7	12	26	0	0.2	122	143	10	234	556	72	88	159	1618
(%)	5.0	1.3	5.0	0.4	0.4	0.7	1.6			7.5	8.8	0.6	14.5	34.4	4.4	5.4	9.8	100.0
女	66	15	68	26	14	11	25	0	0	257	102	18	261	709	54	54	123	1803
(%)	3.7	0.8	3.8	1.4	0.7	0.6	1.4			14.3	5.7	1.0	14.5	39.3	3.0	3.0	6.8	100.0
15歳未満	146	36	147	32	21	23	51	0	3	379	245	28	495	1265	126	142	282	3421
(%)	30.6	20.9	24.8	21.9	22.8	25.6	13		2.9	59.1	29.8	20.7	45.3	73.7	11.4	100	58.6	40.1
男	169	87	271	56	37	39	226	330	39	51	374	64	164	67	628	0	87	2689
(%)	6.3	3.2	10.1	2.1	1.4	1.4	8.4	12.3	1.4	1.9	13.9	2.4	6.1	2.5	23.4		3.2	100.0
女	162	49	175	58	34	28	115	0	63	211	203	43	433	384	352	0	112	2422
(%)	6.7	2.0	7.2	2.4	1.4	1.2	4.7		2.6	8.7	8.4	1.8	17.9	15.9	14.5		4.6	100.0
15歳以上	331	136	446	114	71	67	341	330	102	262	577	107	597	451	980	0	199	5111
(%)	69.4	79.1	75.2	78.1	77.2	74.4	87	100	97.1	40.9	70.2	79.3	54.7	26.3	88.6		41.1	59.9
合計	477	172	593	146	92	90	392	330	105	641	822	135	1092	1716	1106	142	481	8532
(%)	5.6	2	6.9	1.7	1.1	1.1	4.6	3.9	1.2	7.5	9.6	1.6	12.8	20.1	13	1.7	5.6	100.0



や幼年者を安い賃金で使用できた。

(表2) に示した長町貧民の十七種の職業を四つに分類する。

芸能関係 遊芸

力仕事

輓夫・工業(長町団扇と称した浜団扇は有名な工業品で諸

国の鰻屋料理屋に使用された。天保頃より奈良等の競争相手が出現して衰微していくが、それでも数十戸、二、三百

の製造者があると云われる)

軽作業

質古物・菓物・飲食・貸物・マッチ・雑業・傘(傘につい

ては申すべくもなく長町傘として傘・日傘は往古より有名

で最近では蝙蝠傘が流行している為に、その需要は減つてい

るが約四百人が製造している)

その他

普通商・屑・被雇・屑拾・乞食・無業・学生

これらの仕事で注意を払わなければならないのは、教育も身に付けず、労働意欲もなく、社会から差別されて働けない人、病気で体調が不良で就労できない人など、どれか一つでも条件に該当する職業で構成されている。とりわけ人の情けにすがって生きていく乞食が四百八十一人、無業が千七百十六人、合わせて二千九百七十七人で、全体の二十五・八パーセントの人が社会の底辺を占有している。

主な仕事に従事していない労働者の別な職種を眺めると、実感が湧いてくる。貧民街だから成立する仕事もあり、仕事の内容は東京に比べ若干違うが、大きく異なる事はない。

内職としては、棕櫚の縄捻り、麻裏の裏縄編み、マッチの箱張り、

芸能活動は、新内・浄瑠璃義大夫・左衛門などがあり、人前で亀・雀などを放つて金を受け取る行為も一種の娯楽ならここに入れてもいい。他に一つとせい節・女相撲・手品・うかれ節・軍談・講釈・落語・へらへら踊り・西洋手品など。

力仕事は、人力車の先き輓き、回収業と実に幅広い、古下駄買集め、明樽買、ランプホヤ破れ買、紙屑買、古本拾い、紙屑拾い、川に入り針釘金銀銅貨などの諸金物を拾い、ごみ溜めの中から紙屑・布切れ・金物などを選別する人などがある。仕事らしいのは、花売り、磨砂売、他に犬殺(肉を食用にし、皮を他に使用する)猫取(これも三味線関係者に引き取られる)がある。西国巡礼・金毘羅参詣者は暖かい地に行き接待を受けて暮らす。

また、右記の職業を看板として内職をしながら、実際は盗みが行われている。煙管仕替・古下駄買集めなどより、西国巡礼・金毘羅参詣に至っては、日々市中を廻り人家の隙を窺ってあらゆる物品を掠め取る。つまり偽の巡礼者が参詣者に混じっている。

長町の職業調査表に見出される〈普通商〉〈傘〉〈工業〉〈マッチ〉〈被雇〉は、手先が器用であり、体験として身に付いた技術が生かすことのできる仕事である。ただ〈被雇〉については生産的な仕事と簡単な仕事もあり明確にすることはできない。この五種を合計すると

職業 男 女 十五歳未満

(二十八・二パーセント)

五種	四百五十人	五百十八人	九百六十八人
職業	男	女	十五歳以上
			(三十八・三パーセント)
五種	千九十一人	八百六十六人	千九百五十七人
合計	二千九百二十五人	(三十四・三パーセント)	

明治に入って近代化を急いだ結果、江戸期の商売に近代化という冠を載せ、これらの職業に就く人は三十四・三パーセントになる。十五歳未満者は二十八・三<sup>割</sup>も就業している。これらを示す材料として、横山源之助がまとめた『内地雑居後之日本』に収めている(大阪工場めぐり)の抜粋は次のように答えてくれる(表3)。

マッチを製造する会社は長町を中心としてその周囲に九社程ある。天王寺村に大阪製燧株式会社、昌燧社、燧燧株式会社、山代燧寸製造所、難波村には松壽館、高津村では日進社、大廣社がある。玉造町に昌盛燧株式会社、鶴橋村は西村燧寸製造所などがある。その中で明治十三年に設立された一番代表的な大阪製燧株式会社では「他の工場に比して細民の児女が多く、職工に年少者を見るのは燧寸工場の特徴と云われる」

納谷紙函製造所(北区常安町)にしても、「細民の請負いが七十<sup>八</sup>人<sup>十</sup>を雇用している」

大阪団扇会社(南区鰻谷中之町)は、紙函、燧寸工業と同じ内職で女性を中心に「職手より細民の家庭に団扇原料を分配している」

天満合資染工場(川崎村)の職工百二名には、子供が多い。

近代化を推進するなかで女性と子供の果たした役割は随分大きい。表中に現れていないが臨時の女性・子供も含有されていると認識しなければいけない。

長町は傘の名産として知られている。佐古慶三著『日本橋』より傘の情景を浮かべると、

長町の名産として傘は「諸国の雨風を引受荷こしらへもいとせわし」(浪花名物富貴地座位)いほどよくはけた。(中略)そこで裏住の老幼男女は争ふて傘の下職で、日々の糧を稼いだものである。(中略)六十本の御約束を六本かすめて手間に材料を省けば、それだけ安くはあがるだろう。後世並品が五十四本骨となったそもその濫觴は茲に起因する。(後略)<sup>⑩</sup>

先程の会社が細民の手内職として仕事を分配するが、長町傘と貧民の姿は田中華城が『大阪繁昌詩』後編中(明治四年)に記している。その文中から引用する。

長坊ニ有リ傘工、於テ門前空地ニ各曝ラス所ノ製スル之群傘ヲ裏門ハ千萬ノ乞児。往還、之地。長坊自リ第七街以南。乞児ノ所聚ル皆朝ニ出テ歩シ街中乞ヒ食ヲ巧フ錢ヲタニタ歸ル之ニ有リ逆族許多。都下称ヌ乞食<sup>宿</sup>。

表3 長町の商売

会社名	場所	職工	賃金・その他
大阪製糖株式会社	難波村 明治13年	3工場で1200人内外、内女工は7～8割、男工は2～3割。 他の工場に比して細民の児女が多い。 職工に年少者を見るのは隣寸工場の特徴。	常雇250～260人、内男工は150～160人。 賃金は年を取った人で50～60銭、普通34～35銭、10歳から11歳ぐらいの子は日に10銭程、女の常雇は14～15銭から17～18銭が多い。 請負の軸並べは10歳～12歳で10銭～12銭以上を取る。 箱詰めは少なく12銭、多い時は20銭になる。 商標張りは12銭より20銭ぐらい。
島田硝子製造所	川崎村 明治8年	290人、内徒弟は200人。	月給で上は30円から35円、普通は15円から20円、工場の周囲に長屋があり、年に僅かな修繕費を納め、借家賃を納めず、徒弟は7年、最初は月30銭の小遣。
瓦斯糸紡績会社		2000人だが、日々出勤者は1400～1500人、内7～8割まで女工。 300量の寄宿舎に700人が住む。	男工は日給で18銭～60銭の階級がある。通常は27銭～33銭、女工は請負で12銭～35銭まであり、通常は17銭～20銭。 大糸紡績女工に比べて少し割りがよい。労働時間は6時～6時、休憩は午前10分、午後10分、正午20分。 細民の請負は70～80人、通勤職工で高い人は40銭、多くは14～15銭、安く7～8銭、男工は1割ぐらいで、ほとんどが女工。
納谷紙函製造所	北区常安町 明治7年	20～30人。	賃金は1円、普通は30銭内外、会社より原料を職人に売り、職人は製造した物品を会社に売る。
鞆靴合資会社	東区瓦町	職人11人、下職人は5～10人。	1日で50～60銭、他の工業に比べると良い、休日は1日と15日。
岡島友仙染会社	福島村 明治20年	職工は通勤者で120人、見習生は7年間で25人、衣服・食物を給し、小遣は30銭、見習生は寄宿する。	
大阪田扇会社	南区饅谷中之町 明治15年16年	職手23人、職手の下に職工が150人いる。職手より細民の家庭に田扇原料を分配する。1日に9銭、18銭は高く、稀である。子供の方が早い。	紙函・樽寸函工業と同じく内職で、ほとんどが女性。
黒船埴塙製造会社	西区幸町通 明治23年	職工は50～60人、通勤をしている。	普通40銭内外、20～30銭が多い。
大阪毛糸株式会社	伝法村 明治22年	職工301人、男127人・女173人 寄宿舎ありで57人がいる。 食料として男工より9銭をとる、男10銭、女工より8銭をとる、女9銭。 会社は1人に1銭ずつ負担する。	賃金は男工が平均22銭、女工は平均17銭程度の日給、手機の職工のみ請負なり、20～28銭。

会社名	場所	職工	賃金・その他
石井莫大小工場	川崎村 明治19年	職工90人、男工4～5人、他は女工。 職工の女工の年齢は14歳～20歳。 晒工の職工は3人。 裁縫工の男工7～8人、女工22～23人。 糸練工27～28人、年をとった女。 寄宿舎、女工17人、男工7～8人。 食料は男工8錢5厘、女工6錢。	日給で男工は15錢～40錢。 賃金は7錢～20錢、7錢は幼年者。 月給は8円～9円。 請負で1ヶ月11円～4円。
大阪時計製造会社	豊崎村 明治22年	職工196人、内女工が10人。 修業生51人。 13年～16年は30人いる。 18年以下は21人。	日給は90錢もあるが24錢～28錢が多い、最下位は7錢。 女工は17錢～8錢、11錢～12錢。
天満合資染工場	川崎村 明治27年	職工102人、子供が多く、内女20人。	日給は20錢、男は17錢、女12錢、夜の10時まで居残りもある。
電気分銅会社	大阪市 明治15年	職工は190人、精練工夫26名（内女工6名、子供1名）、分析工夫12名、伸延工夫19名（子供1名）、制線工夫16名、鑄造工夫60名（内女工2名、子供2名） 内職工業 洋傘職工1000人内外	賃銀23錢～35錢が普通、女は15錢が普通、14・15歳の子供は10錢より13錢の間 労働時間は6時より6時、休息は正午の30分間。
洋傘合名会社			原料は会社持ち、賃銀は通例105錢、輸出は75錢、熟練者は140錢、輸出は100錢。
玉簾合名会社	北野村 明治16年	本社に通動する職工80名（男20）	請負で粗なるは20錢、細密は1円50錢、熟達者は粗なるを1日で作る。 細密を4日で作る。平均20錢、12、3歳で10錢。
濱谷帽子製造所	川崎村 明治初年	職工150数名（女工50、見習の組織あり）	請負で女工は平均20錢、男工は30錢より50錢、労働時間10時間。 最初男は20錢、女は12錢。
大阪盛業株式会社		日曜日が休業	日給は30錢が多い、権毛部の女工30人、職工は請負日に4錢5錢～18・19錢、男は25錢～30錢、請負で6円～9円。
摂津製油株式会社		職工70名（女工5～6人）	賃銀20～60錢、通例は27錢～30錢、労働時間11時間、機織の掃除日は休日。
大阪鐵工所	明治15年	職工は652人	賃金は平均4錢7厘。

（横山源之助『内地雜居後之日本』岩波文庫）

この詩にも出ているように、長町は細長い町だから東も西も裏は空地になつてゐる。天氣の良い日は、仕上がった傘を干すには絶好の場所であつた。また裏住みには多くの乞児が住み、朝に家を出て町中を歩きながら銭を乞うて夕方に家へ帰る。その為にこれらを乞食宿といふ。

### 3 長町の周辺（幕末から明治にかけての長町と隣接地）

長町は、細長い町という意味で〈長町〉と名付けられた。長町一丁目から同九丁目までそのように呼ばれていたが、寛政四年に、長町一丁目から長町五丁目までを日本橋一丁目から日本橋五丁目に改称された（表4）。長町六丁目から同九丁目まではそのまま、明治五年三月の町名分合改称により日本橋一・二・三丁目を合わせて日本橋筋一丁目となり、日本橋四丁目を日本橋筋二丁目、日本橋五丁目に長町六丁目の一部を加えて日本橋筋三丁目となる。長町六丁目の残りと同七丁目の一部を加えて日本橋筋四丁目、長町七丁目の残部と同八丁目・同九丁目を加えて日本橋筋五丁目と改称した。

長町から日本橋筋と町名が変わつても堺筋にあり、紀州に通じた一本の細長い道である。この時代の道は、決して道路幅が一定ではなく、何尺何寸の幅で道が広くなつたり、狭くなつて繋がつてゐる。

ために日本橋一丁目から同五丁目、長町六丁目から同九丁目迄の道幅を記してみよう。

安政三年の水帳から、日本橋一丁目北・日本橋二丁目南の順に長

町九丁目南までの道路幅を左に示しておく。

四間五尺五寸・四間五尺五寸（日本橋一丁目北・同南）、四間四尺五寸・四間四尺五寸（日本橋二丁目北・同南）、四間五尺・五間（日本橋三丁目北・同南）、四間四尺・四間三尺（日本橋四丁目北・同南）、四間半・四間二尺六寸（日本橋五丁目北・同南）、四間二尺・四間一尺（長町六丁目北・同南）、四間三尺・四間五尺（長町七丁目北・同南）、四間五尺・四間四尺（長町八丁

表4 長町の町名変遷

年号 町名	明暦元年 (1655)	寛文2年 (1662)	延宝8年 (1680)	元禄6年 (1693)	寛政4年 (1792)
長町一丁目				長町一丁目	日本橋一丁目
二丁目	長町新助町	-----	-----	長町二丁目	日本橋二丁目
三丁目	長町甚左衛門町	-----	-----	長町三丁目	日本橋三丁目
四丁目	長町嘉右衛門町	-----	長町四丁目	-----	日本橋四丁目
五丁目		長町毛革屋町	-----	長町五丁目	日本橋五丁目
六丁目	長町谷町	-----	長町六丁目	-----	-----
七丁目				長町七丁目	-----
八丁目	南笠屋町	-----	-----	長町八丁目	-----
九丁目	長町筋茂助町	-----	-----	長町九丁目	-----

目北・同南)、四間四尺七寸・四間四尺七寸(長町九丁目北・同南)となっている。<sup>(92)</sup>

一番広い場所は、日本橋三丁目の南あたりで五間ある。狭い場所は長町六丁目の南あたりで四間一尺しかない。

木賃宿が集中していた長町六丁目から同九丁目を概観してみると、さまざまな事が解ってくる。「内務省大阪実測図(東半)<sup>(93)</sup>」明治二十一年(一八八八)を見ると、堺筋が真っ直ぐに南に延びている。この道の両側に長町が形成されていて、古人は、上手い事をいったものだ。細長い町だから長町という。

堺筋を南に歩くと、旧の日本橋一丁目から日本橋五丁目までの東側は、高津新地の隣接地であり、貧民の巢窟が形成されたことは、大阪の町割も要因の一つである。貧民の巢窟といわれるには、それなりの理由が存在した。貧民が特定の場所に集まるのは事実で、貧民が生活をしていく最適の場所があったことがわかる。〈最適の場所〉という言葉から連想するのは、貧民の人口増加が招いた結果、低賃金の労働者を確保し教育のないことをいのように利用して安く雇用する。勿論、食事所や質屋・古着屋なども貧民向けの仕事をすると意味である。

長町六丁目から同九丁目迄の堺筋に面した土地所有数は、百五十五区画<sup>(94)</sup>あるが、この数がそのまま店舗数と一致しない。水帳の一区画と一店舗は一緒ではない。店舗数を百五十五店と勘定するのは早計である、この中には一人の主人が何区画も所有しているし、また、何軒も店を構えていることも考えなければならない。これらは安政三年の絵図<sup>(95)</sup>か

ら窺うことができる

〔上〕木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上 寛政三年亥十月二十六日<sup>(96)</sup>によると、長町六丁目から同九丁目に至る木賃宿・旅籠屋が三十九軒もあった。(北組質仲間 拾七番組人別帳 嘉永四年亥三月)<sup>(97)</sup>によると、質屋は日本橋一丁目で一人、日本橋二丁目で三人、日本橋三丁目で一人、日本橋四丁目で一人、日本橋五丁目で四人、長町七丁目で五人となつている。慶応元年に一名、同二年に一名、長町八丁目では万延二年に一名、慶応二年に一名、合計四名が加入している。日本橋五丁目の四人は多い。これは長町六丁目に近いことに起因している。長町七丁目の五人も多い。明治になると三十二名(質仲間記録一)<sup>(98)</sup>と増加し、質屋が貧民相手の格好の商売であることがわかる。この辺りに質屋が多いのは貧民相手によるものである。貧民相手の質屋が儲かるのは、一般の質屋に比べてはるかに高利だからである。

更に、宿泊所・質屋と揃えば、古着屋、食事所、米屋、荒物屋などが増加していくのは、人口増加と生活物資の補給が日常生活上、密接な関係にあることを物語っている。

#### 4 長町の変遷(釜ヶ崎との関連)

前節で(貧民が特定の場所に集まる事実)として、長町と高津新地を指摘したが、このような場所は何もこの二カ所だけではない。大阪市中には、このような場所は随所にあつた。世帯の規模を問わなければ、至る所に点在していた。大正十四年六月に、人口五万以上の都市



及び隣接町村の百世帯以上の不衛生住宅として、地方長官の調査報告を集計した調査表では、三十六カ所もある。これらの場所をこの時の町名と江戸時代の町名を比較してみる。<sup>(99)</sup>

西淀川区蒲江町	西成郡 鷺洲村
同区大仁町	西成郡 鷺洲村
同区海老江町	西成郡 鷺洲村
同区伝法町南三丁目	西成郡 淀川下流左岸
同区加島町	西成郡 神崎川と猪名川の合流
同区福町	大正八年以降
同区野里町	西成郡 淀川右岸
同区大和田町	西成郡 神崎川左岸
同区姫島町	西成郡 大川下流域
東淀川区本庄町	西成郡 長柄
同区南方町	西成郡 神崎川と淀川の間
港区市岡町	西成郡 尻無川下流右岸
同区池山町	西成郡 安治川下流左岸
此花区四小島町	
同区大開町	西成郡 中津川の河口域
同区四貫島町	中津川の河口域
同区上福島町北二丁目	西成郡 堂嶋川の右岸
西成区東入船町	今宮町の大字
同区西入船町	今宮町の大字

同区東田町 今宮町の大字

同区西四条町三丁目 今宮町

同区南開三丁目 今宮町 出城三丁目

同区出城通四、五丁目 今宮町

同区鶴見橋北通一丁目 今宮町

この町名を見て、即座に頭に浮かぶのは、今宮と河川流域の河口が貧民の住処になっている。これらの場所は辺鄙な所にあつて、貧民が住む場所はこのような範囲でしかない。都市が発達していく中で新地開発は避けられない。新田と新地の違いは、新田はすぐに市街化にならないが、将来に市街化をすすめる。新地はすぐに市街地になる。このため新地開発を優先させたのは、左記の資料でも解る。大阪市中の新地は古い順から、

元禄元年 (一六八八) 堂島新地を開発 安治川新地を開発。

元禄十一年 (一六九八) 堀江新地を開発 幸町新地を開発。

古川新地を開発

富島新地を開発

宝永五年 (一七〇八) 曾根崎新地を開発

享保九年 (一七二四) 相生新地の開設

享保十八年 (一七三三) 安治川梓ヶ鼻の築地

延享二年 (一七四五) 西高津新地開発

明和元年 (一七六四) 江戸堀川・堀江川・古川に新築地

明和二年 (一七六五) 難波新地を開発 曾根崎川・京町堀川・



阿波座堀川・海部堀川・薩摩堀川・立売

堀川に新築地

上中之島ノ鼻・東横堀本町曲手・江戸堀

下ノ鼻・江之子島下ノ鼻にも築地

安永五年 (一七七六) 曾根崎川上ノ口新築地

天明三年 (一七八三) 蟹島新地 東横堀上ノ口に新築地

新地開発の目的は多々あるが、町が発達する一番手は人を集め、各種の商店ができ、繁栄することにある。一番いい方法は、遊郭を誘致することにある。遊郭が設置されると、着衣調達所として「古着屋」や、食事所として「蕎麦屋」「饅飴屋」「酒屋」などもできる。都市の中心の住居は、たとえ裏長屋といっても貧民達が生活できる場所ではない。彼らが住める地域は、交通の便が悪く、生活に適しくない場所しかない。貧民達が生活できないのは収入が少ないからである。生産手段を持たない貧民の仕事は、油絞り、米搗きなどの力仕事に限定されているといっても過言ではない。

彼らは、河川の流域の河岸や荒地地などに作られた長屋で暮らしている。また、今宮に多くの貧民が集まった理由は、『梅新と釜ヶ崎おないどしの町』<sup>(10)</sup>に記されている。この本によると、明治三十六年の内国勸業博覧会に天皇の行幸があることと、過去の被害によりコレラが流行した。コレラの流行は、不潔長屋が取り壊されることに拍車をかけた。

長町界隈の住民は、高津新地や長町周辺の不潔長屋に宿替えする者、他に手だてのない人は、大阪鉄道を渡って南へと足を伸ばした。この辺りは畑が拡がり、中野新家と呼ばれていた。「線路から南は一面の野菜畑やったのが、こんなことになってしてもて、さっぱりだすわ」と言うのは西成区曳船町三五、保護司・藤田安次郎さん(七七)。藤田さんの家は江戸時代からの農家。近くの四千八百平方メートルの土地で玉葱・人参を作っていた。<sup>(11)</sup>

長町を追い出された住民たちは、この畑のなかに掘って小屋を建てた。こうして畑が、次第にスラム化する。

右の話を俄に信じる事が出来ない。勝手に他人の地所に掘って小屋を建てた。このような人はいたかも知れないが、それなら裁判所なり、不法建築なら警察署に届け出ることも可能である。「こうして畑が、次第にスラム化する」掘って立て小屋がスラム化の原因というのも信じがたい。右の場所が畑であったのは、内務省大阪実測図(東半)<sup>(12)</sup>明治二十一年で確認できる。また、江戸時代には、この地域が「畑場八箇村」と呼ばれ広大な畑地で『摂陽群談』によると難波は干瓢、木津では越瓜・蕪・大根・匏瓜、今宮は千成匏、新家では白茄子などが知られ、他には葱・分葱・人参・牛蒡・菜・冬瓜・茄子・西瓜などがある。勝間村で有名なコツマンキン(勝間南瓜)は、形状の特徴として小ぶりで、果肉はねっとりして水分が多く、甘みはさっぱりしている。果皮も柔らかく味付けがしやすいかぼちゃらしい。この地は蔬菜で知られ、八カ村で多くの畑があった。その村名は、難波村、

木津村、今宮村、勝間村、中在家村・今在家村（粉浜）、西高津村、吉右衛門肝煎地である。

また、明治四十三年発行の「実地踏測大阪市街全図」を見ると、西側は十三間川、東側は阿部野街道、大阪鉄道以南は、今宮新家以外は田畑が広がっていた。

しかし、大正十年十一月に大阪市役所教育部が「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」ここには木賃宿の実態を調査した小寺警部補の記録でもある。市外今宮町方面の細民状況の中で今宮町の木賃宿の概況は「大阪市内恵美須町市電車庫の南方関西鉄道線の「ガード」を潜り紀州街道に出つれば南方三四丁の間本街道の両側に（特に西方に多し）四十八軒の木賃宿あり（中略）此等四十八軒か有する室数総計千六百七十八人、宿泊人口四千四百四十七達す一夜泊りの客は極めて少なく（毎日約百人位）他は悉く定客にして長きは明治三十七年当地木賃宿の創立以来の者もあり（約百人位）此等の人々は宿泊人として（後略）」

思っていた時期より早かった。堺筋の「道路拡張着手」の報道が明治三十五年十一月七日にされた。木賃宿の経営者の判断は適格であった。

そして、この住民はかつて長町界隈に住んでいた者と推測している。どのような経緯でここに住み付いたのだろうか。そこには卓越した経営者の顔がある。同じ教育部がまとめた中に市内日本橋方面ノ細民状況の一項に「同方面細民窟ノ沿革」があり、ここに細民の心情を

窺う文章も記載されている。「明治二十七八年以来此の地に各種の長屋（後に述べる分の長屋は此時に源を發す）建造せらるゝと共に明治三十年全く市内に木賃宿を営むことを禁したり木賃宿は廢せられたるも木賃的日家賃制の長家は細民の生活に最も便利なるより細民は尚此の地に蝟集せり其後大阪市の人口増加と共に都市周囲部の延引となり加ふるに此の方面の道路の改築其他の事情に依り此に住する細民は木賃宿を中心として市外今宮町及豊崎町方面に移動せざるを得ざるこゝとなり漸次細民の数を減し今尚減しつゝある状況にあり」

長町に長屋を建築できなくなり、明治三十七年には、堺筋の道路拡張に伴う家屋の取り壊し、そのため行き場のない細民を受け入れるために今宮（東入船町・西入船町）の安い土地（明治四十四年の史料と比較すると、日本橋筋五丁目と東入船町・西入船町との地価は、高い所で八・四倍〜七・八倍、低い所で四・三倍〜四・七倍の差があった）の上に建設した家主の知恵があった。日本橋筋五丁目と今宮は一キロメートルもなく、彼らの生活圏内だったと考えられる。地勢の勘がない豊崎より今宮の方面に細民の心を捉えたように思う。

## 5 堺筋の道路の拡張

大阪の道路は狭い。この原因は、江戸時代の町割りそのものが影響していた。

南船場を例にとると、片町二十間で両町併せて、町屋は四十間となる。町の間、東西の通りの場合は四間から三間、南北の筋の場合は

二間から三間の道路が普通である。このように狭い道路を更に狭くしたのは、他ならぬ住人たちであった。尾垂れを付けたり、置き看板や懸げ看板、日除けの幕、および自店の前の道路に商品たる荷物を臨時に置いたり、材木店に至っては材木を立てている。このような状況の中にベカ車を曳き、人が往来する様を見ては、猿回しや人形芝居、果ては門付け芸人などを一掃したくなる気持ちは高まるばかりである。

右の事情を前提に、安政三年の堺筋の道路は、日本橋一丁目から同五丁目までの道路幅は一定ではなく、狭い道幅は四間二尺六寸、広い道幅は五間ある。同様に、長町六丁目から同九丁目までの道路幅も一定ではなく、狭い道幅は四間一尺、広い道幅は四間五尺であった。この幅でも他の道路より広がったのが水帳で確認できる。現在は車道も広く、人道もある。それでは明治時代のいつ頃拡幅工事が始まり、いつ頃終了したのだろうか。この件が、本項のテーマでもある。

東京市の影響もあって大阪府区部会においても、明治十九年十二月十日、区部会議長亀岡徳太郎氏の名により建議書を大阪府知事建野郷三氏に提出した。

この「市区改正の計画を請ふの建議」の中に、道路拡幅の案件もあった。計画は立派だったが、当時の財政状態と懸け離れていたので失敗に終わってしまった。

明治十八年六月の淀川の大洪水<sup>(6)</sup>は、全市を水浸しにした。衛生状態が悪化し、この年の二月に流行した痘瘡が再発し、十一月・十二月には流行が甚だしかった。

明治十九年には<sup>(7)</sup>、コレラ流行史上最大の患者を出した。避病院はこの年早くより満員の状態で、やむなく臨時に心眼寺・興福寺・国分寺・鶴満寺を借入れて仮避病院となし、千島・本庄・桃山に避病院を新設するなど、混雑繁忙を極めた。更に、長町界隈の不潔長屋からも多数のコレラ患者が発生した為、長屋取払いを願っていた。また、「明治十九年制定長屋家屋建築令規の内容」<sup>(8)</sup>があり、明治二十年に大阪府が市街地改造計画を出した。

この計画は千日前興行地の移転計画で、不潔長屋を取り払った跡地に千日前の芝居を含めた興行を移転しようとしたものだった。この計画は前年の貧戸移転計画を継承発展させたもので、長町の長屋の移転と興行街の再編を兼ねた計画だったが、明治二十年三月六日、長町界隈の地主一同が連名で「請願書」を出した（大阪朝日新聞）。芝居側は山岡鉄舟に頼み、内務大臣に直訴をして強制立ち退きを無効にした。この話はここで終了してしまった。

明治三十四年九月十三日（大阪朝日新聞）の記事は

大阪市参事会―昨日午前開会、市博覧会委員会の報告に係る第五回博覧会敷地均し工事中第二区の分を来月まで延期するの件及び同敷地西側の道路幅六間を十間に改正するの件を議し、異議なく此報告を是認したり

この記事には、第五回内国博覧会を行う発言となっている。明治三十四年十月八日（大阪朝日新聞）に、道路の拡幅の件が記載されている。

「当市博覧会委員会」——昨日午前市役所楼上に開き左の議案を議したり、(四つある中の一つ)

一、市内より博覧会場に達する道路取り広げの件

右の内博覧会場に達する道路は北浜より堺筋、長堀橋筋、日本橋筋を経て一直線に同会場の入口なる今宮商業倶楽部前に達する分、西区新町通及び順慶町を経て堺筋に通する分、并に西横堀より道頓堀(南側)を経て戎橋筋を南へ折れて今宮本道に達する分、その二日後の明治三十四年十月十日(大阪朝日新聞<sup>⑩</sup>)には「道路取広に就て」——(前略) 委員会多数の意向は道頓堀以南の日本橋筋、戎橋筋及び二ツ井戸以南の松屋町筋を取広げ、(後略) 道路拡幅の動きは徐々に高まってきていた。

明治三十四年十二月十日(大阪朝日新聞<sup>⑩</sup>)に長町の記事が出ている。「博覧会委員会」——当博覧会委員会は昨日市役所に於て再会し南区名護橋南詰東側の地所建物は博覧会交通の衝に当り道路取広の必要あるを以て同所の地所建物を買上ぐることに決し右所有者に交渉すべき価格をも協定し次に商業倶楽部の建物中御殿造りの建物並に浴室を除き其他一切を至急売却する事に決せり更に二日後の明治三十四年十二月十二日の大阪朝日新聞によると「新大道路一部速成の議其他」——当市参事会は昨日市役所に於て開会(中略)次に南区日本橋筋道路取広敷地として官有地無代下付稟請の件は愈取抜ぐる事に決し、

たとある。

そして明治三十四年十二月三十一日の大阪朝日新聞の「公用土地買収」によると、

今日迄に買収したる土地は九萬六千二百六十四坪、此代金五十一萬二千九百十五圓五十五錢とし地上存在物件を移轉せしめたる建坪二千七百六十五坪七合二勺此代金二萬四千三百五圓五錢五厘とす、此外木石其他の物件取拂の為弁償したる金額は三千三百三十圓九十一錢八厘にして敷地中買収を要すべくして契約結了に至らざるものは三千五百九十二坪あり(後略)

年があけて明治三十五年一月二十一日の大阪朝日新聞のトップ記事中、博覧会に係る質問があった。

「対博覧会の設備如何」——(前略) 縦令財政困難とは云へ、相当の設備を為す亦くべからざるなり。(中略)

交通街路の機関は如何するや、会場附近の穢屋は如何に處置するや、不潔の箇處は如何様に改善するや、(後略)

この時点では日本橋界隈の買収は行われてはいなかった。

明治三十五年一月二十三日(大阪朝日新聞<sup>⑩</sup>)の記事において用地買収の決議がなされた報告がある。

「大阪市参事会」——(前略) 日本橋筋道路用地買収即ち南区日本橋筋の道路取広げの為之に要する用地を一萬一千円にて買収する件は之を可決し(後略)

右の大阪参事会の決定により大幅に前進したと思われる。

明治三十五年二月十三日(大阪朝日新聞<sup>⑩</sup>)では、

「交通事務」―博覧会会場に通ずる南北道路の重なるものは日本橋通(国道)、心齋橋通(仮定県道)、松屋町通(安堂寺橋以北に属する分仮定県道他は市道)、上本町通(市道)、難波入堀通(市道)なりとす、

日本橋通が国道扱いになっているのも見ても、力の入れようがわかる。

冒頭に述べたように、堺筋の道の狭さ、特に日本橋筋の狭さに問題があり、博覧会開催まで一年余しかなく、用地買収も含めて道路拡張が進まないため、府・市当局者の困惑の顔が浮かび上がる。

明治三十五年三月十四日(大阪朝日新聞<sup>(10)</sup>)における博覧会記事を全文引用する。この頃の長町住民と買収を目論む府・市当局者との距離がよくわかる内容である。

「博覧會と名護町」―當市に於ける第五博覧會場へ通ずる道路の狭隘なるに就ては既記府、市當局者に於て豫て擴張の計画をなしたるも多額の費用を要すると人家取拂ひ若くは切縮めの困難なるに因り未だ實行の運びに至らず先ず泣寝人に了らん模様なる上茲に忍ぶべからざる不體裁は南區日本橋筋四・五丁目の貧民部落是なり、同所は先年府の長家建築規則に據り最も見苦しき家屋は家主をして改築せしめ家賃をも引上げし為多少貧民は減じたるも矢張同所に住めるは別種族にして汚くろしき身装の儘路傍に徘徊し而も博覧會正門の入口に當り梅田停車場より會場への要衝に當り其儘に存し置くは獨り市の體面に關するのみならず實に□家の面

目に係る次第なれば當局者に於て速かに此貧民を他へ移す方案を講せざるべからず最も遊郭の如きは地方庁の行政命令にて移轉せしむるを得るを以て現に京都第四博覧會の際會場附近に在りし二條新地の遊郭を廢せし例もあれど名護町の如きは貧民とは言へ普通人民なるを以て行政庁の権力にて故なく退去を命ずる譯に行かず已むを得ず警察署に於て十分取締をなすか又は家主をして表家裏家に拘らず悉皆改築し更に家賃を引上げ為に貧民の住居に堪へざるより自然退去するが如き策を取るより外なかるべく兎に角會期切迫の今日當局者の之に對する處分の斷行を希望する者ありといふ

おそらく博覧會の委員が発言した件だと窺える。用地買収も進展せず不潔長屋の取り壊しも進まず、ひたすら家主に長屋を改築させ、家賃を上げて貧民をここから自然に退かせるような消極的な方法をとっていた。

明治三十五年三月二十三日(大阪朝日新聞<sup>(11)</sup>)によると、

「博覧會敷地の昨今」―旧御殿造りの広間を徹したる跡は日本橋通より斜に左折して大門に通じ十五間幅の大道路を作り大門際より南、関西線路に達する迄は十間幅の大道路(此分略竣成)とし(後略)

明治三十五年四月二十七日(大阪朝日新聞<sup>(12)</sup>)には、三月に貧民問題について討議したばかりであるが、またしても博覧會委員会において問題になっている。これも全文を掲げる。



「博覽會會場附近の矮屋」——博覽會場附近に存在する貧民家屋取  
 払問題は博覽會施設事項の一にして積極的に清掃せんと欲すれば  
 貧民巢窟と指称せらるゝ、恵美須町附近は勿論同町に連続せる日本  
 橋筋五丁目の各横小路に迄及ばざる可らず、現に是等道筋は朝  
 夕附近の貧民が小買物の為に群集して市を為し□の通行は遮断せ  
 られ彼等が衣服挙動に一見不快の感を起さしむるを以て市当局者  
 は市の体面上是非共之を清掃せんと希望なれど何分にも移転料  
 若くは種々面倒なる事情あるに由り斯かる積極的の事情は到底今  
 日実行し得られざればとて責めて単に恵美須町の内表通りにて最  
 も不体裁なる部分のみにても取払ふの外なかる可しとの議あり来  
 月一日市博覽會委員会の問題たるべしと云ふ

現在、このような発言があれば大問題となるが、当時の政友会のあ  
 る老人の話題だが、明治三十五年当時の老人なら、幕末生まれで旧幕  
 の風習がある中で育っている。そのような人の発言としても、「差別」  
 を差別だと考えていないのが旧幕時代の名残りであろうか。

明治三十五年五月二十日（大阪朝日新聞）<sup>(18)</sup>

「貧民と洗場」——博覽會の為にアノ邊の道路や家屋は却々奇麗に  
 なる様だが人間が汚なくていけんから給水の許す限り洗湯業者に  
 交番して施行風呂（無銭入浴）をたかしむる要あり云々、とは一  
 昨日夫の政友会當支部總會の席上某老人の話題

明治三十五年六月四日（大阪朝日新聞）<sup>(19)</sup>

「協賛會常議員會」——博覽會委員會へ豫記の如く昨日午前市役所

に於て開會、觀覽券の発売方法、敷地使用料の等、差別、下足及  
 び携帯物預り方法、道路擴張の事等を協議したるが遂に決議に至  
 らず不日委員を東上せしめ其筋と打合はす事とせり

明治三十五年八月五日（大阪朝日新聞）<sup>(20)</sup>

「博覽會建築工事近況」——博覽會會場往復の要路たる日本橋通り  
 は其穢□なるが近來衛生組合の注意として各路地に日隠しを設け  
 尚通路家屋の不潔部分へは廣告をなさしめんとの噂あり斯くては  
 却つて其□を加ふる事なきやと云ふ者あり

道路拡幅が進展しない日本橋筋に対して、井上区長が直談判するこ  
 とになった。そのときの様子は明治三十五年十月八日（大阪朝日新  
 聞）<sup>(21)</sup>に次の記事が出ている。

「道路取擴」——南區日本橋筋一丁目より五丁目に至る道路敷は狭  
 隘なるより井上區長は昨日午前右兩側地主の重なるもの十餘名を  
 招集して取擴げの件を高崎知事の達により示談せしに地主は一同  
 へ相談の上早々着手すべしと答へて引取りたりと

更にこのような道路擴張の話は東區へも伝わった。

明治三十五年十月十一日（大阪朝日新聞）<sup>(22)</sup>

「道路擴張協議（東區）」——博覽會開設に際し道路擴張を要する箇  
 所あり向處も目下取調中の由なるが東區本町通谷町筋以西堺筋迄  
 を六間幅にせんとし昨日東警察署長谷口警視は東區役所へ出頭平  
 井區長と共に各地主を呼出して家屋切縮工事を協議したるが有理  
 の事なるも何れも頗る困難を感じ居れりとなり

南区の場合には、まず井上区長が直談判したが、今度は警察の力も借りて一気に進めようとした。この方法が功を奏したといえる。

明治三十五年十一月二日(大阪朝日新聞)<sup>(28)</sup>

「道路取擴」—伊藤南署長、井上南区長昨一日日本橋通一丁目より五丁目に至る左右両側の地主約二百餘名を南署に招集して道路取擴げの事を示談し孰れも承諾の旨を答へ引取りたりと

ここにきて、道路拡張の話が一気に進展することになる。

明治三十五年十一月七日(大阪朝日新聞)<sup>(29)</sup>

「道路擴張着手」—南区日本橋通一丁目より五丁目まで道路擴張に就き愈六日より左右両側人家切捨の丈量に着手し不日起工の運びとなれり、同年十一月六日より東西の家主に対して、道路拡張につき家を切捨てて道路にすることになった。

明治三十五年十一月十二日(大阪朝日新聞)<sup>(30)</sup>

「博覽會彙報」博覽會委員会—昨日市役所に開會 四道路擴張のため逢坂筋日本橋筋角の用地を買収すべく 五高津入堀川南岸に新設すべき道路用地の買収及び移転契約に関する件を可決し

明治三十五年十二月九日(大阪朝日新聞)<sup>(31)</sup>によると市内北部の道路も擴大することになった。

同年十二月二十七日(大阪朝日新聞)<sup>(32)</sup>には「沿道各地主に圓滑なる交渉を開き萬一應ぜざるものある時は既記の如く断然土地収容法を適用して事業を進行す可しと云ふ、」十一月二日に地主と示談になった

が、買収金額は決定していなかった。それは「土地収容法」を適用して強引に事業を推進しようと考えていた。

明治三十五年十二月二十八日(大阪朝日新聞)<sup>(33)</sup>の記事には

「博覽會彙報」街路擴張—博覽會に對し本町筋、日本橋筋の街路擴張工事は既に竣成し其外市内樞要の點當る四ッ橋より大黒橋に至る西横堀の東側、新町一・二丁目及び五丁目、穴喰屋橋筋、信濃橋筋、湊橋筋、崎吉橋筋等の街路も地主、家主等其筋の勧誘を受けず自ら進んで両側家屋の軒を切縮むること、なり頃來府庁地理掛小島属出張検査し二十六日全く終りたれば一月末日迄には竣工しむといふ

十二月二十八日以前に堺筋の街路擴張工事は終了していた。長町界限の長屋は取り壊され、これらの住人が新たな棲家を求め始めていた。尤も、追い出された住人が当初から釜ヶ崎に住み着いた訳ではなく、風聞により今までの生活環境と似た場所を求めていたのは言うまでもない。堺筋の道路は、コンクリートやアスファルトといった舗道ではなく、〈地〉のままの姿であった。

ここで重要な見解は、〈自ら進んで両側家屋の軒を切縮むること、なり〉とあるように、軒は道路の一部分をも占有していた。三尺や四尺の庇も大変であるのに、中には一間も突き出た家屋は、通行妨害をしているのが現況であった。道路の両方で一間の庇があると、安全に通行できる幅は一間しかない。〈軒を切り縮む〉行為は、家主達にとつてさえ、日頃邪魔であるという認識は持っていたと思われる。だから



こそ、行幸啓があるということで、家主自ら庇を切り取った。

明治三十五年十二月二十九日（大阪朝日新聞<sup>⑤</sup>）

「博覽會彙報」―新道開設に就き博覽會場附近今宮廣田橋より名  
呉橋筋迄高津入堀川に沿ひ東西延長百三十五間、幅三間の新道路  
を開設するに就き市にて用地買収に着手せしに地主一名売買の協  
議に應ぜざるに由り既記土地収容法を適用せしが來月早々府庁に  
収用審査会を開く筈

明治三十六年一月八日（大阪朝日新聞<sup>⑥</sup>）

「博覽會彙報」―道路擴張の事

南區日本橋筋一丁目より五丁目迄の幅約四尺宛擴張の工事竣成  
（後略）

日本橋筋一丁目より五丁目の家屋の庇も突き出ている。約四尺の  
道路擴張の意味するところは、家屋の庇を切り取っても道路の拡  
幅にはならない。何度も繰り返すが堺筋の道路は江戸時代そのま  
まの状態だった。道路より数尺から半間ぐらい控えて家屋が建ち  
並んでいる状態である。約四尺の意味は、西側・東側からきつち  
り二尺ずつ切り取ったのではなく、道路中央を基点に少しでも広  
く切り取り、道路を広くしたい思いが根底にあった。

明治三十六年一月二十七日（大阪朝日新聞<sup>⑦</sup>）

「博覽會彙報」―土地収用

審査会の裁決 南區廣田橋より名呉橋迄新道開設の用地買収に関  
する府の審査会は二十六日其裁決を宣告したり、

明治三十六年三月十一日（大阪朝日新聞<sup>⑧</sup>）

貧民状態の調査

京都法科大学助教授文学士廣部周助氏は農商務省より工場及び職  
工調査事務の囑託を受け居れるが此程中一週間許り當地に來り租  
服を着けて貧民窟に入り其労働、教育、衛生等の状態を取調べた  
り尚下旬に再び來るべしと

堺筋、とりわけ日本橋筋一丁目から五丁目までの道路拡幅は、明治  
四十一年まで待たなければならなかった。これにより明治三十六年三  
月一日に第五回内国勸業博覽會が開催された（同七月三十一日まで）。  
道路拡幅の契機は意外な問題に端を発していた。

それは、市電開通であった。明治三十六年九月十二日に、花園橋  
築港が開業した。日本最初の市営電気鉄道となった。創業後、各期線  
の建設をするに当たり、軌道用地に併せて沿線の道路を拡幅整備し、  
用地費、街路築造費、橋梁建設費などを市電の負担において行ってき  
た。市電を通ず道路は、従来の三〜四間幅が八間〜十二間に拡幅され  
た。路面電車第二期線以降の路線擴張の過程で、複線軌道にあつては  
道路幅員を八間とする特許付属命令書の規定を下限とした道路の新  
設、擴張が行われた。

市電の二期線<sup>⑨</sup>のうち、梅田から恵美須町までの区間も住民からの問  
題があつた。新町界限では、「市参次会で、道路の東側だけを立ち退  
くこととした。そのため住民が猛烈に反対、西側の遊郭を移転させろ  
という声も出たが、西区の市議員の勢力強く、ついに参事会の意向

を認めることになった」また、肥後橋の南側は、「附近の地主四、五名が用地買収に最後まで応じず、強制収用にされた」この問題は民事訴訟・行政訴訟と発展し、最後には、収用価格の詐欺鑑定を依頼したことが判明し、刑事問題になって、時間だけが経過した。

堺筋では、「難波停車場から日本橋筋三丁目までの区間でも住民の反対は強く、路線決定は容易ではなかった」しかしながら、明治四十一年八月一日に開業した。日本橋筋でいえば、日本橋筋三丁目から日本橋筋五丁目の区間が、先に完成したことになる。二期線開通の八月一日に、大阪ホテルで、盛大な祝賀式が発表された。新作唱歌が、大阪市電唱歌である。作曲家の田村虎蔵は、「花咲爺」「一寸法師」「金太郎」「浦島太郎」などの童謡を作った。作詞は有名な大和田建樹、彼は鉄道唱歌を作詞した。これにより、「大阪市街 電車唱歌」の一から二十までの梅田停車場、湊町停車場、難波停車場、日本橋筋三丁目、同五丁目、恵美須町他が謳われている。日本橋筋三丁目、同五丁目に関係する唱歌は、先の歌詞中に隠されている。

九、大阪附近に聞えたる 住吉浜寺和歌の浦

見に行く人の乗り下るる 処は難波の停車場

十、今宮恵美須に参詣の 老若群集す恵美須町

はや終点と呼ばはれて 下車して名所を見廻らん

当初は、道路拡幅に住民の理解が得られず苦労してきた。第三期線に入っても反対はあったが、もはや、頑固一徹でもなかった。市電開通から数年を経過して、道路が広くなければ物流に障壁が生じると、

考えている人も中にはいた。多くの住民は、何百年も狭い道筋を挟んでの付合いだから、住民が共有している雰囲気や制度などを壊したくなかった。なかんずく、将来の事、物流のことなど夢想だにしなかった。

第三期線の堺筋線は、難波橋筋を通すことにしていたが、同筋の商店は、道が拡がれば商売ができなくなるし、市の補償金では、切り取られた家の修繕代もまかなえないと猛反対して、堺筋に変更された。堺筋の住民も猛反対したが、堺筋に居住する杉村正太郎が「堺筋は十二間に抜けねばならぬ将来を見透して市電を堺筋に敷設することを歓迎し、家屋の切り取りを甘受する」といって反対者を説得したため、反対論が下火となってついに堺筋に決定し、市電が敷設され、広路となった堺筋は街が繁栄し、旧難波橋筋は発展がおくれたという。

これにより、明治四十五年五月一日に、大江橋から北浜二丁目を経由して、日本橋筋三丁目まで、距離にして約四キロメートル未満の区間が完成し、晴れて堺筋のうち、日本橋筋一丁目から日本橋筋五丁目までの道路二十一・八メートルが出来たのである。

結局、堺筋の電車建設に際しては、既設道路の幅員三間三分の両側を買収し、幅員十二間とし、その歩道に至るまで、すべて路面電車事業の負担において買収し、築造したものである。

## 6 長町と西高津新地の関係

長町と西高津新地は隣地で、地元の人々は峻別できるが、他所の人から見ると、町名はちがうのに地続きに見えるらしい。西高津新地の出

来事を、長町の出来事として理解している一面が認められる。ここに間違いの箇所を例示する必要はない。なぜなら、長町と西高津新地は似た要素を持ち合わせている。長屋に住む貧民や乞食、長屋名は、主の名前や特徴からとった名前を付けている。西高津新地の代表的な長屋名はカンテキ（爛的）裏・下駄屋裏・豚屋裏・八十間長屋・丸三裏・桃の木裏と呼ばれている。長町では、後背地を利用して建築した長屋などを、主の名前からとって淡路屋裏・伝法屋裏などと呼んでいた。

長町は紀州街道に面した細長い町で、紀州街道を往還する商売人・宗教家・巡礼などが多く、道路に面した旅籠宿や茶店は古来より賑わっていた。西高津新地は享保年間にできた新地で、町の歴史は長町と比べて短い。しかし、明治二十一年の実測図をみると日本橋筋一丁目から同三丁目までは西高津新地と隣接している。だが、同三丁目から同五丁目までの隣地は、田畑になっている。

西高津村は久下籐十郎代官所の支配にあり、反畝歩高の面積十八町六畝二十七歩、年貢高は二百八十八石八斗七升の田畑があった。享保十八年（一七三三）に、谷町二丁目の福嶋屋市郎右衛門と立売堀北側三丁目の備前屋善兵衛達が願い出て、聞き届けられ、両人が買い取った土地だった。

享保十九年（一七三四）に長さ四百三十九間、幅九間を開削して高津入堀川とした。これにより、東側を福嶋屋市郎右衛門、西側を備前屋善兵衛の持ち分とした。新地開発に、遊郭や茶屋を設置して町を繁栄させるのは、為政者の常套手段である。この年茶屋三十二株が許可

され、寛延二年（一七四九）に一株増加された。延享二年（一七四五）正月には大阪町奉行所の管轄になり、新しく町割りを命じた。そして、同年十二月に、西高津新地一丁目から九丁目までの水帳を提出した。

支配打銀賦課の標準石数は、十八町六畝二十七歩より高津入堀川床地一町七反五畝二十歩を引いた十六町三反一畝七歩に、旧年貢高二百八十八石八斗七升を割り当て、一反の斗代を一石三斗四升一合七勺余に定めて、各自の坪数を計算して年貢を上納した。この年に南組に編入されることになる。

新地開発後百年を経た天保初年の西高津新地は、『浪華百事談』一〇「御藏跡并開路」によく描かれている。

方今御藏跡町と称する処は、昔四天王寺の倉庫の有し地なり。其庫いつの頃まで有しもの歟。未だ詳ならず。此地は西に通ずる道路はなく、人家も疎にて田圃地なるよし、此開路の事或人の話に聞けり、文政の季歟。天保の初めの頃に、長町すぢ（今の日本橋筋なり）御藏跡の西に、（今開路と成る西端）挽物細工をなす工人の住ける。

〈御藏跡町〉の町名は、江戸時代には存在しない。宝暦二年（一七五二）に幕府の米蔵があった。明治六年（一八七三）に御藏跡町ができた。元文五年（一七四〇）に鑄錢座が建てられ、延享二年（一七四五）に廃止になった。廃止の理由は、京都の銀座年寄徳倉長右衛門、江戸銀座年寄尾本吉右衛門の両名が、幕府の許可を得て錢座を始め、その後繁盛したが、尾本吉右衛門の名代高月新九郎・富屋九郎右衛門に豪奢

な振る舞いがあった。高月新九郎は新町にある備前屋の遊女（万太夫）を金八百両で身請け、浮世小路辺りに妾宅を囲い、日夜酒宴遊興に耽っていた。そして、富屋九郎右衛門は、米相場に手を出して損をした。これらの事が身分不相応だし、当時の幕令に馴染まず、処分の対象となり、延享二年九月一日に廃止になった。尾本吉右衛門は切腹、徳倉長右衛門は出家して名前を下斎と改めた。鑄錢座の不始末により、幕府に没収された土地は、民有地に払い下げられた。西高津新地四丁目の同じ土地に、天王寺御藏が建設された。

「昔四天王寺の倉庫の有し」の一文は、天王寺御藏のことを指している。「人家も疎にて田圃地なるよし」とあるのも天保初年だが、御藏跡の地は鉄気があり、田畑には不適切な地であった。この土は陶器に適しており、『撰津名所図会大成』<sup>(18)</sup>では、

近年此地大にひらけ、諸職の家計をつらね就中陶器を作る家多くありて竈の煙平日に立のぼること洛東の清水栗田口などにひとし、其品も亦清水焼に彷彿たり

とあって、陶器作りは、寛政十一年（一七九九）赤松□兵衛が始めた、といわれているが、この引用文は京都の清水焼を頭に入れながらの話だが、西高津新地の天王寺御藏跡が、田畑に適さない鉄気を含んだ土で作陶した作品は、清水焼を思い起こさせる、と記している。

寛政年間に入ってからこの地が開けてきたことを物語っている。

『近世風俗事典』<sup>(19)</sup>に西高津新地のことが書かれている。「香の図裏」の小項目で、

大坂高津新地という所は貧民が多い所である。文政中には左図のようにならんと屋敷に数軒を建てて数戸を開いて貸長屋にする者があり、号して香の図裏という（図2）。

右の話では、江戸時代には、既に木賃宿があり、多くの貧民が暮らしていた。更に、高津入堀川があつて、この川に架橋されている橋に愛染橋がある。丁度、この辺りに、石井十次<sup>(20)</sup>が作った病院、〈愛染橋病院〉がある。ここは、明治四十二年、岡山県出身で社会事業に熱心な石井十次が、細民の厚生と児童の保護や教育を目的に、愛染橋保育所や夜学校を開設したことに始まる。

大正三年に石井十次は亡くなったが、大正六年に石井の意志を受け継いで、財団法人石井愛染園が設立された。その後、昭和十二年に愛染橋病院となつ

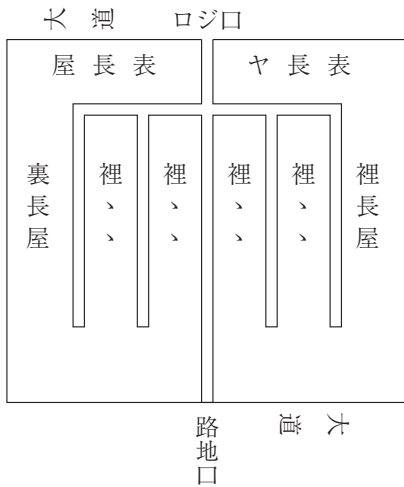


図2 香の図裏

た。この病院の廊下には、「お金の都合のつかない方、ご相談に応じます」といった意味の張紙が、昭和五十七年にはあつた。

大阪市は昭

和六年十二月に天王寺区下寺町に約七千平方メートルの土地の上に鉄筋コンクリート造三階建ての住宅、二百六十四戸を建設した。昭和七年には北日東町に三棟百二十六戸の住宅、同八年には南日東町に五棟二百六十戸の改良住宅を建設した。

新たに造られた住宅は、大部分が鉄筋コンクリートの三階建ての堂々とした建物で、部屋数は六畳・三畳の二室を標準として、各戸に専用の炊事場・水洗便所・水道・ガスなどが設置されていた。必要により、一部を店舗向きまたは単身者用に建築し、二坪から三坪の作業場をつくり、家内工業者の使用に供し、行人などのために物置などを付設した、極めて斬新な文化住宅だった。

そして、昭和三十年代後半まで日東町に「よせ屋」が多かった。この事を裏付ける話として、日本橋筋は大正九年以降景気がよくなり、昭和十年から十八年頃までが日本橋の古本業界の最盛期で六十店を超えていた。この事実から「よせ屋」は、本も含めさまざまな古物などを供給をしたと推察する。

## 7 折口信夫の通学道

上田正昭『日本文化の基層研究』のページを繰っていると、折口信夫「自撰年譜」の文字が目に残った。そこには左記の記事が書かれていた。

明治三十三年（十三歳）

高等小学校三年終了。南区上本町八丁目、天王寺中学校に入学。

当時、同校教諭三矢重松先生に口頭試問を受けた記憶が深い。通学距離二十町余。道、江戸時代以来の貧窮街長町裏・家隆塚と伝える夕陽ヶ丘・勝曼院・巫子町を通る。

折口信夫が大阪出身で天王寺中学を卒業していることは知っていた。これも縁と思い『大阪地籍地図』で調べることにした。明治二十年（一八八七）二月十一日、大阪府西成郡木津村二三番屋敷（大阪市浪速区鷗町一丁目一二三一番地）で生まれた。家の敷地は九十六坪であった。明治三十三年四月に第五天王寺中学に入学。

天王寺中学までの道のりを見る為、大正二年五月一日、和楽路屋より発行された「実地踏測大阪市街全図」一万七千分の一を使用してみる。

家を出て北側に颯川があり、右折して（川に沿って東へ行く）高津入堀川と颯川が連結（颯川に連絡する運河は明治三十一年二月に完成した。『大阪の橋』）された川に架橋されている船出橋を通り、そのまま日本橋五丁目の市電の停留所あたりが長町裏を越えている。ここから北へ百七十メートルほど行き、右の道路に入る（東へ進む）と高津入堀川に架かっている藪坪橋を渡れば松屋町筋に出る。ここを横断して左の方向（北向き）に数十メートル歩くと口繩坂の入口があり、口繩坂の中ほどを右に入る小道がある。小道の突き当りが家隆塚（愛染堂の北裏手）である。口繩坂より右へ曲がる小道については、明治四十三年五月十五日訂正発行の「実地踏測大阪市街全図」（和楽路屋）および明治四十四年発行の『大阪地籍地図』にも記載されていない。



しかし、明治四十四年四月二十日発行の「実地踏測大阪市全図」(和楽路屋)、大正元年に出た「大阪市街全図」(和楽路屋)、大正二年五月一日発行の「実地踏測大阪市街全図」(和楽路屋)には記載されている。他に実測図がないか探していたら、明治三十六年に「大阪市街図附人力車賃金表」があり、大阪の入澤京太郎により発行されている。この地図では、口縄坂の中ほどより南に入る小道が記入されているが、そこから東へ(家隆塚)行く道が空白になっている。つまり、地図の空白地帯なので、良運院・高橋義輝との交渉がうまくいかなかったのか、連絡がとれなかったのか不明である。旧制夕陽丘高等女学校がこの地に移転したのは、明治四十一年十一月になっているが、この時には折口が中学に入學してから五年が過ぎていたので夕陽丘高等女学校の中を通ることはない。しかし、通学路としたらこの小道を通らなければ、遠回りになり、家隆塚・勝曼院の付近を通らなくてもよいことになる。謄本を見ると大江神社の北側の土地は明治四十一年五月八日に良運院より大阪府に所有権が移転。水路の東側の土地は同年四月二十九日高橋義輝より大阪府に所有権が移転している。口縄坂より東に入る土地は大蔵省が所有していた。折口が通っていた明治三十三年頃の小道は私道だと思ふ。その根拠は、私道の所有者は大蔵省だが、私道の解放の理由として、小道の途中まで水路があり、水路に蓋をして道として利用していたと思われる。大阪の水帳の水路は大概半間内外であることから歩行に問題はない。水路のない地所は大蔵省の所有(口縄坂から右折する私道は途中までだが明治三十六年の地図では認

めている)で口縄坂に隣接している。口縄坂の途中から右折して、大蔵省の私道から水路上を通り家隆塚に出る。『大阪地籍地図』では家隆塚の記載はないが家隆塚のある場所に「官」(家隆塚の管理・所有が自治体にあつたため)と記されている。ここまで来ると、勝曼院は南西にあり、多宝塔が見える。この位置から東に向き直進(狐小路)すると谷町筋に出る、突き当りが絵用町で、そこを左折(北に向かう)して直ぐに右に入ると神子町(東へ進む)である。上汐町を左折(北に向かう)して上汐八丁目を右に曲がれば(東側)中学校は視野に入る。勝曼院を経て巫子町(神子)を通るのだが、ここが一番の問題である。まず場所はどこにあるのか、これについては各種の史料を見て、検討したい。

「新撰増補大坂大絵図」貞享四年(二六八七)に「ミコ町」とある。所在地は、わたや丁の東。南平野町の北、五條宮より西になる。

「増脩改正撰州大阪地図」文化三年(一八〇六)赤松九兵衛発行。この図も「ミコ丁」とある。「大阪図」天保十四年(一八四三)これは大阪市の史の附図で、「大阪市の史附図目次及説明」によると天保十五年再版の「増脩改正撰州大阪地図」及び天保十三年刊の『増補大坂町鑑』を参照している。「巫町」として前二鋪と同じ通りにある。新たな知見としては、通りの南側に壽福院があり、現在でも廃寺になっていない。

明治十年(一八七七)に出版された「改正大阪区分細見図」では神子丁が五條宮の西にあり、現在はないが明法寺(明治四十四年発行の



『大阪地籍地図』には掲載されている)の南側の道に記載されている。さらに宝暦六年(一七五六)に出版された『大坂町鑑』には「×ろくまんだい天王寺神子町ノにし也」。ろくまんだいは六万体のことで、神子町から見ると西に六万休町がある。

元禄から享保にかけて浮世草子や浄瑠璃の作者でありながら版元もしていた正本屋九左衛門は一鳳の曾祖父になる。

その西澤一鳳(享和二年(一八〇二)〜嘉永五年(一八五三))は『皇都午睡』初編中の巻で梓巫子について左記のように記している。

天王寺のはやし町(『大坂町鑑』の宝暦六年の末尾に追加として天王寺村町名寄中、十二の町名を載せている。この中に林町がある。これは御代官所の分としている。因みに天保十四年『大阪図』と見比べると九町ほど確認できた。他の地図でも数町確認できたが、残念なことに林町は発見できていない)は梓巫女のすめる処にして二季の彼岸には在所の人のこゝに來りてなき人の口を寄るとして梓の弓に其鬼神をまねき往事を泣く殊に二季の彼岸にひとしほあわれに覚ゆかしこのはやし町にすめる巫女の名の昔めきておかしければ書つく橘屋小女郎、隠居藤、黒格子の元家、梅檀の木の姉、藪の内の亀、舁屋女郎、藤屋の小女郎、黒格子の万、黒格子の嫁、此余にもあまたある中に黒格子殊に名高し

古地図類では「林町」を確認できない。

『浪華百事談』の著者は未詳である。『日本随筆大成』の解題によると、明治二十五年から同二十八年ごろに書かれたという。その頃の年

齢は六十才位と推している。

今六万体とよべる地より、天王寺でら町に出る処に、東へ通する狭き道路あり。是を明治以前にはみこまちと呼び、梓みこの数軒住ける地なり。其家みな格子づくりにて、表の入口の外には、長三尺計りの三幅暖簾を木綿にて製し、それに大いなる紋を染ぬき、仮字にてくるがらし何々、やぶのはた何々など巫の名をも染ぬき、入口の上には注連縄をはり、黒格子といへるは、格子を墨にてぬり、家の内の表の間には、何歟祀りてうすぐらくなせり。(中略) 維新の際停止なれり。

『浪華百事談』の著者は、神子町の道路は狭いと指摘している。

暁鐘成は(寛政五年(一七九三)〜万延元年(一八六一))中に活躍したが、最後は思わぬことで亡くなった。『撰津名所図会大成』は生前最後の作と意気込み、内容も『撰津名所図会』より詳しくした、としている。稿本で不備もあるがそれでいて史料の役割を果たせるとしている。

『撰津名所図会大成』巻七

梓巫女一同神子町にあり黒格子藪の内など号する家凡五軒ありておのゝ亡者を招聘して種々のものがたりをなす是を巫女の口よせといふ是も古き風俗なり

として踏み込んだ発言はない。十八才でなくなった若き詩人田中金峰の『大阪繁昌詩』上に次の漢詩が掲載されている。

天王寺ノ北。有り巫女。各く列ルヲ門戸ヲ曰フ巫街。ト本ト鱗次

櫛比。今や也寥寥ト夕向三家ノミ焉已。<sup>(9)</sup>

(私釈) 天王寺の北に巫女(神子)町がある。巫街は門戸が連なり整然としているが、今はもの寂しく巫女は数軒しかない。

藤里好古(上方、天王寺研究号「天王寺西門を中心とせる浄土思想の発達」<sup>(10)</sup>昭和六年(一九三二))は、今の椎寺町の電車筋の一つ北の小路を神子町と云って、明治初年迄は「黒格子」「藪の内」など号する梓巫が数軒あった。藤里好古も神子町の道路を小路と表現している。

牧村史陽が『大阪ことば事典』<sup>(11)</sup>を編集発行したのが昭和五十九年(一九八四)で、この本の元になったのが『大阪方言事典』<sup>(12)</sup>(昭和三十年(一九五五))である。この本の主旨は、明治中期以後大正までの約三十年間を中心として、その後今日まで大阪市内で常用された言葉を収録したもの、としている。今から引用する部分は旧著にはなかった部分である。

巫女―四天王寺の北辺に巫女町があり、元禄以来、大正中期まで、ここに集団で店を構えていた梓巫女が有名であった。

巫女町―天王寺区の地下鉄谷町筋四天王寺前駅の近くに天王寺警察署がある。その北裏の東西の細い筋(東は上本町、西は谷町の間)を俗に巫町といっていた。江戸中期以来、ここに梓巫女の集団があって、巫女の口寄せを業としていたので、この俗称が生じたもの。大正の初期までなおその余影を残していた。

やはり道路の幅は細いと言っている。神子の仕事は牧村が大正中期までとしている。

佐古慶三が大正十五年に関西信託株式会社蔵版『大阪町名考』<sup>(13)</sup>という小冊子である。これは非売品だから関西信託の顧客に配布されたようである。それによると

神子町(俗) 神子巫子の家連りし址。巫子寄を業とす。黒格子藪の内最も有名。

林町とした西澤一鳳以外は俗称なのだが、それだけ有名であったと思われる。幕末には数軒しか神子がいなかったこともわかった。それで元の道順に戻る。勝曼院から狐小路を東に進むと天王寺町の筋(突き当りは絵用町)にあたる。ここを左折(北に向かう)すぐに右に曲がり東(神子町)へ入る。東平野町十丁目から左折(北に向かう)して同九丁目・八丁目、同七丁目に至ったと推測している。

史料上では『浪華百事談』の著者は「東へ通ずる狭き道路あり」といい。藤里好古は上方三号で「今の椎寺町の電車筋の一つ北の小路を神子町と云って」いる。また、牧村史陽も同事典で「その北裏の東西の細い筋」といずれも神子町の通りは狭いことを指摘している。

しかし、現在(令和四年)の神子町を歩くと道路は、思ったより広かった。これはどういうことなのか。道路の幅が考えられるが、いっ頃拡張されたのだろうか。明治十九年の実測図だけでは詳細は分かんず、明治四十四年発行の大阪地籍図を参考にしたが、これも実測図でないため糸口をみいだせなかった。

現在の道路は広くなり、どのような理由で広くなったのか、該当する道路や市域拡張を『東成郡史』『天王寺村誌』『天王寺区史』『明治

大正大阪市史』『昭和大阪市史』なども見たが成果を得ることができなかった。大きな道路は地域の拡張に応じて工事をするが、小さな道路は別な理由で工事が行われることもある。そのように思いながら大阪の都市整備局に電話をしたところ、田中氏から上汐町工区と教えられ、四月十四日に大阪市役所本館七階にある都市整備局を尋ね田中氏に面会を求めた。気安く応じていただき、懸案の場所の地図のコピーもいただき。道路拡張前の図面はコピーができない、とのことでした。その図面は実測図と思ひ、問題の道路の幅を計測したところ、大まかだが三メートルぐらい、と確かな情報を得ることが出来た。これで識者が狭き道路、小路、細い筋と言っていたことが事実となった。整備局からいただいた地図は「上汐町工区 整理確定図」の名前がある。この図は、道路幅、地主の所有面積が書かれている。往時、神子町といわれた道路は幅十一メートルになっている。拡張前の道路幅が三メートルだから、八メートルも広がった、元の道路の北側が立ち退き交渉に応じ、平成八年十一月二十日に換地処分の公告が出された。この事業名称は、大阪都市計画事業天王寺地区復興土地区画整理事業（上汐町工区）。この事業の都市計画決定がされたのは昭和二十一年九月四日であった。道路の拡張は戦後に行われたことになる。

新政府になり神子おろしが禁止になる。その内容は左記の通りである。

『大阪布令集』<sup>(16)</sup> 明治五年（一八七二）四月十四日に

神子・巫神おろし等ノ禁止

神子・巫神おろし又ハ稲荷おろしなど號し、妖恠之所行を以、諸人を誑惑し、夫を渡世とするものあり、其罪不輕事二付、詮議之上、速に咎方におよぶべき筈之所、從來惡弊故、問々自ら其罪なるを知らずして執行ひ來るものも可有之ニ付、格別寬大之旨を以、是迄之所行ハ何等之不及沙汰、向後ハ堅く禁止候條、其旨篤く可相心得、萬一猶（旧字体）も不相改者於有之ハ、屹度咎方ニおよぶべき事

但、向後本文所業之者見當り候ハ、可届出候事

罰則はないが、誰かが神子おろしをしているのをかぎつけ密告した場合だが、効果的だとは思はない。切羽詰まった人が利用することはわかるが、興味だけで行くのだろうか。中山太郎は『日本巫女史』<sup>(16)</sup>のなかで、「明治四十四年に、私が在阪中の余暇を偷み、天王寺の巫女町を訪れた時は、まだ三軒ほど黒格子独特の暖簾を下げた家があったので、呪術を頼んで見たが、制禁だと称して口寄せはしてくれなかった」このようにうまく避けられた気がする。このような仕事をしていると人を見る眼は養われるはずである。牧村史陽がまとめた『大阪方言事典』の巫女町の中に口寄せをしている記述があった。

その後もほとんど公然と行はれてゐて、彼岸の頃は特に繁昌し、人力車夫と連絡を取って案内せられる者も多かった。大正初期の料金は五十銭で、当時としては随分高価であったが、車夫はそのうちの二十銭を客引料として手得したといふ。

昭和五十九年に新しく『大阪ことば事典』が出たが、何故か右の引

用部分は削除されていた。削除の理由は不明だが、似ているところは『大阪ことば事典』では、「大正の初期までなおその余影を残していた」一方『大阪方言事典』でも「大正初期の料金は五十銭で」どちらも大正初期という言葉の引用があって、店の構えは大正中期にあった、としている。

つまり、隠れながら目につかないように口寄せをしていたと思う。

今回「堺筋の道路の拡張」については一部加筆し、並びに「折口信夫の通学道」を新たに書き加えた。神子町の件で都市整備局区画整理課の田中博之氏に大変お世話になり、感謝いたします。

## 注

- (1) 「質屋仲間記録四」大阪府立中之島図書館  
 (2) 「質屋仲間記録一」大阪府立中之島図書館  
 (3) 注(2)に同じ。  
 (4) 宇田川文海・長谷川金次郎編『復刻版大阪繁昌誌上・下巻』新和出版社、一九七五年  
 (5) 室松岩雄編『類聚近世風俗志』榎本書房、一九二七年  
 武陽隠士『世事見聞録』青蛙房、一九八一年  
 (6) 前田繁一『庶民金融論』日本評論社、一九二七年  
 (7) 渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎『日本の質屋』早稲田大学出版部、一九八二年  
 (8) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四上、清文堂出版、一九七九年  
 仏光寺が安政年間に庶民を対象にして貸付けた記録が残っている。それによると、銀五十目から百目ぐらいの貸銀高で、利息は月一分と

高いその史料を左記に示す。

奉預り御銀子之事  
 一銀五拾目 但御利足 月壹歩定  
 一家財諸道具 一式 連判中  
 仏光寺御門跡様  
 御役人中様

また、貸付内容の質種は〈家財諸道具〉一式となつてはいるが家財諸道具の内容を左記に示す。

一畳 八畳 一夜着大小 三つ  
 一男綿入 三枚 一女綿入 三枚  
 一裕 二枚 一単物 二枚  
 一なべかま 三つ

其外家財諸道具有姿の俵

河内屋吉兵衛

一畳六畳 一夜着大小 三つ  
 一男綿入 三枚 一女綿入 三枚  
 一裕 二枚 一単物 三枚  
 一なべかま 三つ

其外家財諸道具有姿の俵

河内屋重兵衛

- (9) 井原西鶴『五百韻』(前田金五郎『西鶴連句注釈』勉誠出版、二〇〇三年)  
 (10) 井原西鶴『世間胸算用』(野間光辰校注『西鶴集』下 岩波書店、一九六七年)  
 (11) 井原西鶴『日本永代蔵』(野間光辰校注『西鶴集』下 岩波書店、一九六七年)  
 (12) 注(11)に同じ。  
 (13) 内務省編『細民調査統計表』慶応書房、一九七一年  
 (14) 井原西鶴『西鶴織留』(野間光辰校注『西鶴集』下 岩波書店、一九六七年)

- (15) 注(10)に同じ。
- (16) 注(14)に同じ。
- (17) 注(14)に同じ。(大判相場は、その表記に「拾両」とあるにもかかわらず、七両式分の「小判建」を以て平価とする。然れども両替屋の取引相場に於いては、必ずしもその平価によらず、概して小判の拾両以上の相場を保った)
- (18) 石井良助『続江戸時代漫筆』井上書房、一九六一年
- (19) 慶応二年正月〜明治四年十二月「質物出入勘定帳」帯屋喜兵衛、筆者蔵
- (20) 渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎『日本の質屋』早稲田大学出版部、一九八二年
- (21) 小坂淺次郎編『質屋利子の研究』東京質屋組合、一九三四年
- (22) 大阪府『大阪府布令集一』第一法規出版、一九七一年
- (23) 石井良助『江戸町方の制度』人物往来社、一九六八年
- (24) 幸田成友『日本経済史研究』大岡山書店、一九二八年
- (25) 三井高維『新稿両替年代記關鍵 考證篇』柏書房、一九七一年
- (26) 注(21)に同じ。
- (27) 注(21)に同じ。
- (28) 注(21)に同じ。
- (29) 注(21)に同じ。
- (30) 前田繁一『庶民金融論』日本評論社、一九二七年
- (31) 注(24)に同じ。
- (32) 注(25)に同じ。
- (33) 注(21)に同じ。
- (34) 注(26)に同じ。
- (35) 注(30)に同じ。
- (36) 向井藻浦『大阪の貧民窟』(『小天地』第二卷第五号、金尾文淵堂書店、一九〇二年)
- (37) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古語辞典補訂版』岩波書店、一九九〇年
- (38) 貸編笠―近世、遊里近くの水茶屋で貸した編笠。遊客はこれをかぶって人目を忍んだ。
- (39) 貸色―近世、中流以下の庶民に損料を取って貸した。白無垢・浅黄上下の喪服。この渡世の者を「貸色屋」「色屋」といった。
- (40) 河岸蔵―水運を利用するために、河岸に建てた倉庫。多く貸倉庫にしたので、貸蔵ともいった。
- (41) 貸御座―賃貸する屋形を設けた遊山船。貸御座船。
- (42) 貸小袖―貸衣。
- (43) 貸座敷―保養・遊山のために賃貸する座敷。
- (44) 貸乗物―上等な貸駕籠。
- (45) 貸し物屋―(損料を取って物を貸す家。武田祐吉・久松潜一編『角川古語辞典』角川書店、一九六七年)
- (46) 河岸見世―(江戸吉原の下級の遊女屋。東・西の河岸にあり、格の低い局女郎をおいた。三省堂編修所編『明解古語辞典』三省堂、一九六四年)
- (47) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、清文堂出版、一九七九年  
觸 三〇〇八 安永七年閏七月廿二日  
蒲團蚊屋其外着類をかし付候者、身貧之者着用手當之為二候所、(後略)觸 三三八八 天明七年八月廿九日  
蒲團蚊屋其外着類を身貧之者江貸付候もの、
- (48) 『岩波古語辞典補訂版』一九九〇年、『角川古語辞典』一九六七年、『明解古語辞典』一九六四年
- (49) 麻生磯次・坂坂元・堤精二『西鶴集』上 岩波書店、一九六五年  
「好色一代男」より。
- (50) 注(49)を参照。「好色一代女」より。
- (51) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四上、清文堂出版、一九七九年
- (52) 注(49)を参照。解説も参照。
- (53) 注(47)を参照。



- (54) 鈴木亀二『近世質屋史談』行人社、一九七二年
- (55) 春原源太郎『大阪の町奉行所と裁判』富山房、一九六二年
- (56) 向井藻浦『大阪の貧民窟』下(『小天地』第二巻第六号、金尾文淵堂書店、一九〇二年)
- (57) 鈴木梅四郎『大阪名護町貧民窟視察記』(『IV印刷局本局工場患者統計報告』実生活社、一九一八年)
- (58) 木下光生『近世大阪における墓所聖と葬送・諸死体処理』(『日本史研究』四三五号、一九九八年)
- (59) 天保八年「ノ申合帳」大阪商業大学商業史博物館
- (60) 芳賀登『葬儀の歴史』雄山閣出版、一九九六年
- (61) 守口市史編纂委員会『守口市史史料編第二』守口市役所、一九六六年
- (62) 祝宮静・関敬吾・宮本馨太郎『日本民俗文化財事典』第一法規出版、一九七九年
- 野道具―葬式用具の整之方は大きく変わってきた。古風な村々では、葬式のために葬具の一切を新たに造りよとのえているが、そのうち棺台や棺おおいの織物などを長期の使用に耐える金目のものに改め、寺や村共同の倉庫に保管し、葬式ごとに出して使うようにもなった。大都会では棺桶だけさえ買い求めれば、その他のほとんどすべては葬儀屋から借りて間にあわせるようになった。
- (63) 高谷重夫『日本の民俗大阪』第一法規出版、一九七二年
- 同行とか無常講・墓組・葬式組の名で村や町には必ず葬式の互助組織ができていた。これがカイトとかクミとかの近隣組織と一致するのが普通である。葬式はこれがいっさい取りしきってやる。コシラエには買い物・献立・通知・穴掘りなどを同行がいっさい行なう。棺台などの道具は葬式組とか寺などに保管している所が多いから、(後略)
- (64) 秋山高志・北見俊夫・前村松夫・若尾俊平編『図録農民生活史事典』柏書房、一九七九年
- 葬式組の人たちが集まり、親類・縁者・寺などへ告げ・道具作りをはじめとする葬式の準備などを行なう。
- (65) 文政七年『商人買物獨案内全』大阪商業大学商業史博物館
- (66) 天明五年九月『買物手引草全』大阪商業大学商業史博物館
- (67) 弘化三年『大阪商工銘家集』大阪商業大学商業史博物館
- (68) 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第九巻、大阪商工会議所、一九七六年
- 橋本庄太郎を葬具損料貸物業取締として、他二十七名が押印している。損料貸物業とは一線を引いている。三章三十七ヶ条からの条文をもつ、第一条の「業務の内容」を掲げておく、第一条我同業結合為す所ノ葬具貸物業ノ仲間ハ、喪家一般ノ需ニ応シ、予メ同業者協議ノ上定メタル相当ノ代価及賃料ヲ以テ、葬式ニ係ル物品ヲ貸渡ス(但シ売渡ス事モアルヘシ)ヲ業トス。
- (69) 吉田祥三郎編『大阪商工分業便覧』一八九〇年
- 砂原彌一郎を総取締として他六名の取締がいる。
- 『大阪商員録 役員ノ部』林尚史編、(明治十一年から十八年まで)では損料貸物業に前川由兵衛・砂原彌一郎・荒木安吉・廣内嘉兵衛の四名が取締、葬具商は橋本庄三郎・中島武兵衛の二名が取締になっている。
- (70) 明治二十年九月十七日「葬式一件諸入費簿」(『加藤家文書』大阪商業大学商業史博物館)
- (71) 注(58)に同じ。
- (72) 注(69)に同じ。
- (73) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第一、清文堂出版、一九七八年
- (74) 注(71)に同じ。
- (75) 注(71)に同じ。
- (76) 注(71)に同じ。
- (77) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、清文堂出版、一九七九年
- (78) 注(77)に同じ。
- (79) 東京国立博物館蔵『紀州往還見取絵図』東京美術、一九七七年
- (80) 名古屋博物館蔵『名所図会の世界』名古屋博物館、一九八八年
- 安永天明期は消費も拡大する中、「都名所図会」が爆発的な売れ行きと



なった背景には、まだ見ぬ土地を見たり、その土地の名物を食したり、寺社参詣の折に名所旧跡を訪れたいと願う気持ちだが、これらの名所図会を生み出す原因になったと推測する。

- 「東国旅行談」寛政元年（一七八九）、「大和名所図会」寛政三年（一七九一）、「住吉名勝図会」寛政六年（一七九四）、「東街便覧略」寛政七年（一七九五）、「撰津名所図会」四冊「和泉名所図会」寛政八年（一七九六）、「伊勢参宮名所図会」東海道名所図会「寛政九年（一七九七）、「撰津名所図会」八冊寛政十年（一七九八）、「都林泉名勝図会」日本山海名産図会「寛政十一年（一七九九）、「河内名所図会」享和元年（一八〇一）、「三芳野名勝図会」序享和二年（一八〇二）、「遠江古蹟図会」序「二十四輩順拝図会」前編 享和三年（一八〇三）、「犬山視聞図会」序「播州名所巡覽図絵」久波奈名所図会「序文化 元年（一八〇四）、「木曾路名所図会」序文化二年（一八〇五）、「唐土名勝図会」繪本墨田川兩岸一覽」文化三年（一八〇六）、「二十四輩順拝図会」後編文化六年（一八〇九）、「紀伊国名所図会」初編「阿波名所図会」序文化八年（一八一）、「紀伊国名所図会」二編三編「名山図会」文化九年（一八一二）、「近江名所図会」阿波名所図会「文化十一年（一八一四）、「東都勝景一覽」文化十二年（一八一五）
- (81) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経济史的研究』搞書房、一九八八年
- (82) 大阪府教育委員会編『宗教の路・舟の路（葛城修験の路・西国三三所巡礼の路淀川の渡し場ほか）第七集歴史の道調査報告書、一九九一年
- (83) 船越政一郎編『浪速叢書』第八、浪速叢書刊行會、一九二八年
- (84) 前田貞治「長町變遷の跡を顧る」『大大阪』第十四卷第三号、一九三八年
- (85) 釋智徳「釜ヶ崎今昔考」『大阪春秋』第十八号、一九七八年
- (86) 佐古慶三『日本橋』公立社書店、一九二九年
- (87) 桜田文吾「貧天地饑寒窟探検記」(中川清編『明治東京下層生活誌』岩波書店、一九九四年)
- (88) 「昨今の貧民窟」(中川清編『明治東京下層生活誌』岩波書店、一九九四年)
- (89) 横山源之助『内地雜居後之日本』岩波書店、一九九〇年
- (90) 佐古慶三『日本橋』公立社書店、一九二九年
- (91) 田中華城『大阪繁盛詩』後編中(明治四年)
- (92) 安政三年「日本橋一丁目絵図・同二丁目絵図・同三丁目絵図・同四丁目絵図・同五丁目絵図・長町六丁目絵図・同七丁目絵図・同八丁目絵図・同九丁目絵図」大阪商業大学商業史博物館
- (93) 「内務省大阪実測図明治二十一年(東半)」(玉置豊次郎『大阪古地図集成』大阪都市協会、一九八〇年)
- (94) 注(93)に同じ。
- (95) 注(92)に同じ。
- (96) 寛政三年亥十月二十六「上 木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上」大阪商業大学商業史博物館
- (97) 嘉永四年亥三月「北組質仲間 拾七番組人別帳」大阪府立中之島図書館
- (98) 「明治三年頃」『質仲間記録一』大阪府立中之島図書館
- (99) 「不衛生住宅地区調」社会局社会部、(大正十四年(一九二五)六月)
- (100) 佐古慶三『古板大坂地図集成に就いて』清文堂、一九七〇年
- (101) 読売新聞社大阪本社社会部『実記・百年の大阪』朋興社、一九八七年
- (102) 注(101)に同じ。
- (103) 「内務省大阪実測図明治二十一年(東半)」(玉置豊次郎『大阪古地図集成』大阪都市協会、一九八〇年)
- (104) 「実地踏測大阪市街全図」和楽路屋、一九一〇年
- (105) 橋爪紳也、「明治20年大阪における市区改正構想について」(『第22回日本都市計画学会学術研究発表会論文集』一九八七年)
- (106) 大阪市役所『明治大正大阪市史』第一卷、日本評論社、一九三四年
- (107) 注(106)に同じ。
- (108) 斎藤利夫、「明治19年制定長屋家屋建築令規の成立事情について」(『第17回日本都市計画学会学術研究発表会論文集』一九八二年)
- (109) 明治二十年三月六日(大阪朝日新聞)

- (110) 明治二十年三月六日(大阪朝日新聞)
- (111) 明治三十四年九月十三日(大阪朝日新聞)
- (112) 明治三十四年十月八日(大阪朝日新聞)
- (113) 明治三十四年十月十日(大阪朝日新聞)
- (114) 明治三十四年十二月十日(大阪朝日新聞)
- (115) 明治三十四年十二月十二日(大阪朝日新聞)
- (116) 明治三十四年十二月三十一日(大阪朝日新聞)
- (117) 明治三十五年一月二十一日(大阪朝日新聞)
- (118) 明治三十五年一月二十三日(大阪朝日新聞)
- (119) 明治三十五年二月十三日(大阪朝日新聞)
- (120) 明治三十五年三月十四日(大阪朝日新聞)
- (121) 明治三十五年三月二十三日(大阪朝日新聞)
- (122) 明治三十五年四月二十七日(大阪朝日新聞)
- (123) 明治三十五年五月二十日(大阪朝日新聞)
- (124) 明治三十五年六月四日(大阪朝日新聞)
- (125) 明治三十五年八月五日(大阪朝日新聞)
- (126) 明治三十五年十月八日(大阪朝日新聞)
- (127) 明治三十五年十月十一日(大阪朝日新聞)
- (128) 明治三十五年十一月二日(大阪朝日新聞)
- (129) 明治三十五年十一月七日(大阪朝日新聞)
- (130) 明治三十五年十一月十二日(大阪朝日新聞)
- (131) 明治三十五年十二月九日(大阪朝日新聞)
- (132) 明治三十五年十二月二十七日(大阪朝日新聞)
- (133) 明治三十五年十二月二十八日(大阪朝日新聞)
- (134) 明治三十五年十二月二十九日(大阪朝日新聞)
- (135) 明治三十六年一月八日(大阪朝日新聞)
- (136) 明治三十六年一月二十七日(大阪朝日新聞)
- (137) 明治三十六年三月十一日(大阪朝日新聞)
- (138) 大阪市交通局『大阪市交通局七十五年史』一九八〇年
- (139) 注(138)に同じ。
- (140) 大阪市交通局「市民とともに65年」(大阪市電廃止記念誌『市電』一九六九年)
- (141) 探見子「大阪長町の産業」(永江為政『商業資料 復刻版』第三卷第二号、新和出版社、一九七三年)
- 「過密住宅地区調査」大阪社会局社会部、大正四年(一九一五) 同十五年(一九二六)
- (142) 大阪市役所『大阪市史』第一卷、清文堂出版、一九六五年
- (143) 「内務省大阪実測図明治二十一年(東半)」(玉置豊次郎『大阪古地図集成』大阪都市協会、一九八〇年)
- (144) 注(142)に同じ。
- (145) 「浪華百事談」卷之七(『日本隨筆大成』吉川弘文館、一九七六年)
- (146) 船越政一郎編『浪速叢書』第七、浪速叢書刊行会、一九二七年
- (147) 江馬務・西岡虎之助・浜田義一郎監修『近世風俗事典』人物往来社、一九六七年
- (148) 石井十次『岡山孤兒院年報』(「石井十次日誌資料一」一九八一年)
- (149) 川端直正編『浪速区史』浪速区創設三十周年記念事業委員会、一九五七年
- (150) 上田正昭『日本文化の基層研究』学生社、二〇〇三年
- (151) 吉江集画堂地籍地図編集部『大阪地籍地図』明治四十四年(一九一三)
- (152) 「実地踏測大阪市街全図」和楽路屋、大正二年(一九一三)
- (153) 松村博『大阪の橋』松籟社、一九八七年
- (154) 長町裏は、明治十九年の陸測地図を見ると、日本橋筋四丁目・同五丁目(西側)に天王寺村字西裏・字町裏の畑が広がっていた。
- (155) 「実地踏測大阪市街全図」和楽路屋、明治四十三年(一九一〇)
- (156) 「実地踏測大阪市全図」和楽路屋、明治四十四年(一九一三)
- (157) 「大阪市街全図」和楽路屋、大正元年(一九一三)
- (158) 「大阪市街図附人力車賃金表」入澤京太郎、明治三十六年(一九〇三)
- (159) 林氏吉永「新撰増補大坂大絵図」貞享四年(一六八七)

- (160) 「増脩改正摂州大阪地図」赤松九兵衛、文化三年（一八〇六）
- (161) 「大阪図」天保十四年（一八四三）
- (162) 蔀屋仙蔵「改正大阪区分細見図」大野木市兵衛、明治十年（一八七七）
- (163) 小川愛道「大坂町鑑」宝曆六年（一七五六）
- (164) 国書刊行会『新群書類従』第一（西澤一鳳「皇都午睡」初編中の巻）  
国書刊行会、一九〇六年
- (165) 森銑三・朝倉治彦・野間光辰『新燕石十種』第二巻（「浪華百事談」  
中央公論社、一九八一年）
- (166) 日本随筆大成編輯部『日本随筆大成』吉川弘文館、一九九五年
- (167) 船越政一郎『浪速叢書』巻七（晁鐘成「摂津名所図会大成」文久年間）  
浪速叢書刊行会、一九二七
- (168) 秋里籬薦・竹原春朝齋『摂津名所図会』柳原喜兵衛 寛政八年（寛政  
十年）
- (169) 田中金峰『大阪繁昌詩』紀津堂、一八七一年
- (170) 藤里好古「天王寺西門を中心とせる浄土思想の發達」（『上方』第三号、  
創元社、一九三一年）
- (171) 牧村史陽『大阪ことば事典』講談社、一九八四年
- (172) 牧村史陽『大阪方言事典』杉本書店、一九五五年
- (173) 佐古慶三『大阪町名考』関西信託株式会社蔵版、一九二六年
- (174) 大阪市都市整備局区整理課の田中博之氏
- (175) 大阪府史編集室『大阪布令集一』大阪府、一九七一年
- (176) 中山太郎『日本巫女史』国書刊行会、二〇一二